

### 第31回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日時 平成15年6月12日(金) 午前11時15分から午後4時55分まで  
場所 百景苑「百景の間」  
出席者 宮地委員長以下14名8名出席  
(五十嵐委員、石坂委員、大熊委員、風間委員、高田委員、宮澤委員 欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第31回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして宮地委員長からごあいさつをお願いしたいと思います。

宮地委員長

委員会の前にちょっと打ち合わせをしておりましたので、起草委員会をやっておりまして、遅れましたことをおわび申し上げます。いろいろ本当、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

前回の検討委員会30回でございましたけども、駒沢川、角間川のご審議をいただいております。本日も前回に引き続いて駒沢と角間の審議をやっていただきたいと思いますっておりますが、駒沢川につきましては前回の検討委員会の後で起草委員会を行いまして、答申案を一応まとめました。それで、それを本日提出いたしますのでひとつご検討をお願いしたいと思います。それから角間川につきましても、実は本日、今まで起草委員会を行っております、答申案のこれはまだたたき台という段階ですが、たたき台をまとめました。それで、それにつきましては本日の午後の委員会に資料を提出する予定でございます。こちらのご検討もお願いをしたいと思います。それから、前回も申し上げましたけれども、本日は午後4時30分に知事がこちらへおいでいただくのでございますので、薄川・黒沢川・郷土沢川の答申書を提出したいと思っております。どうぞ、31回の委員会でだんだん期日も迫っておりますが、ひとつ本日も建設的なご意見をいただきまして、有意義な委員会となりますようお願いを申し上げたいと思っております。

簡単ですがごあいさつといたします。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。本日の出席委員ですが14名中8名でございます。条例の規定によりまして本委員会は成立いたしました。

それから、資料の確認をお願いしたいと思います。資料はお一つだけですが、「駒沢川における総合的な治水利水対策答申案」ということで、お配りしてございますので確認をお願いしたいと思います。

それでは委員長、議事進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい、承知いたしました。

それでは、まず本日の議事録署名人をお願いをいたします。今回は植木委員とそれから松岡委員、お願いをいたします。よろしくをお願いいたします。

それではまず議事に入りますが、駒沢川の答申について審議をいたしたいと思います。先ほど申し上げましたように、起草委員会で答申案を作成いたしました。これを事務局の方で読み上げていただいてご審議をいただきたいと思います。お願いいたします。

事務局

では事務局から資料の1、駒沢川の答申案について読み上げさせていただきます。

## 「駒沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）（案）」

当委員会は、長野県知事から諮問を受けた駒沢川の治水・利水対策について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って駒沢川部会を設置した。駒沢川部会は平成14年10月17日から10回の部会審議（うち現地調査2回）と1回の公聴会を経て、「駒沢川部会報告」（以下、「部会報告」という）を取りまとめ、その結果を平成15年3月27日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに駒沢川の治水・利水対策について検討を重ねた結果、以下のように答申する。

### 駒沢川の治水・利水対策に関する委員会の総合的判断

駒沢川の治水・利水対策について、委員会の総合的判断は次のとおりである。

#### 1. 駒沢川の治水対策

委員会は現在の治水計画における駒沢川の流域面積の決定方法に問題があり、これに伴って基本高水流量が過大であると指摘した。これに対して県は流域面積の見直しは必要であり、また基本高水流量の検討のためには基準点における流量観測が必要であるとの見解を示した。

この流量観測には数年を要することから、委員会は、駒沢川における現行ダム計画を当分の間凍結して、流域面積の見直し、流量観測、基本高水流量の再検証などを含めて駒沢川の治水計画を根本的に再検討すべきであると判断する。

なお、現在の駒沢川の治水安全度は1/10確率程度の流下能力が確保されている。

#### 2. 駒沢川の利水対策

水道水や農業用水の確保は、早急に対応すべき問題であり、治水計画の検討期間においても、利水対策は行う必要がある。

このため、水道水については既設の水源と新規井戸の開発を組み合わせることにより確保し、農業用水の不足分については細洞ため池の拡張により補うという、部会において検討された「ダムなし利水案」を利水対策の基本方針として早急に対応すべきであると委員会は判断する。

なお、細洞ため池の拡張だけでは、農業用水の必要量を確保するには十分ではない。このため、農地利用の案態を調査して農業用水の必要量を把握するとともに、渇水による水田等農作物被害に対する対策を考慮に入れて、対応を検討すべきである。

この利水対策を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って対応することを要請する。

- (1) 県の示した水道水源確保に係る支援策に従い、水道事業者に対する財政支援、特に新規水源の調査について協議し協力すること。
- (2) 霧訪山断層の破碎帯上にある細洞ため池の補強・拡張については、十分な調査を行うと同時に慎重な技術的検討を行うこと。
- (3) 細洞ため池の補強・拡張に伴う地元負担について、関係者と協議しながら格段の配慮による財政的支援を検討すること。

### 総合的判断に至った理由

#### 1. 部会における審議の概要

駒沢川は、天竜川水系小野川に流入している河川であり、下流域には辰野町小野の住宅地が広がり、国道153号、JR中央本線などの重要なライフラインも横断している。

駒沢川に関する治水事業としては、小野川合流点からの約760mは、流下能力が3.6m<sup>3</sup>/s（余裕高60cm）の河川改修が完了している。

駒沢川の流水は農業用水として、明治35年築造の大洞ため池、昭和18年築造の細洞ため池とともに利用されてきているが、渇水期にはため池が枯渇するなど、慢性的な水不足が課題となっている。

また、辰野町の小野簡易水道の水源は、水源水のヒ素による汚染、枯渇、濁り等の問題により渇水時には取水に苦慮している状況であり、安定した水源への転換が望まれていた。こうした状況の中で駒沢生活貯水池（駒沢ダム）が計画されていた。

駒沢川の治水・利水対策について駒沢川部会では、県の示した「ダムによる治水・利水対策」と併せて、治水については河川改修により対応し、利水については、水道水の水源として新たに400m<sup>3</sup>/日を地下水で確保し、農業用水不足分については細洞ため池容量増により、その一部を確保するとした「ダムなし治水・利水対策」について10回に及ぶ審議を行ってきた。

その結果、部会においては多数の特別委員が現行のダム計画を推したことから、『ダム』による総合的な治水・利水対策案として部会報告がまとめられた。

#### (1) 治水対策案

治水安全度1/30確率での基準点( JR鉄道橋地点 )における基本高水流量は52m<sup>3</sup>/sである。ダムにより16m<sup>3</sup>/sの洪水調節をすることで、基準点での計画高水流量を36m<sup>3</sup>/sとする。

#### (2) 利水対策案

辰野町小野簡易水道計画の平成22年での取水量1,100m<sup>3</sup>/日(利水W.G.による試算での予測量は約1,000m<sup>3</sup>/日となる)のうち、駒沢ダムにより500m<sup>3</sup>/日を確保し、残りの600m<sup>3</sup>/日は既存の湧水等に求める。

部会報告は『ダム』による総合的な治水・利水対策案としてまとめられたが、ダム案に賛成した委員の中にもダムを小規模にする事も考えるべきであるという意見の委員も複数いた。

その他、部会の特別委員からは、基本高水流量等の再検討、利水必要量の精査等が必要とする意見もあり、ダム計画の策定にあたり「説明責任」、「情報公開」、「住民参加」、「合意形成」等の遵守の重要性も指摘されている。

### 2. 委員会における審議の概要

委員会はこの部会報告を受けて審議を進めた。議論が集中したのは、駒沢川の流域面積について、現計画での流域面積が過大ではないかという点であった。また利水については、水道水源対策としての井戸の可能性、農業用水の対策等について議論された。

委員会における議論の主なものは次のとおりである。

#### (1) 治水対策について

駒沢川の流域面積が過大ではないかという委員の意見に対して、県は、流域内にある農業用水路や道路側溝は、河川計画で想定している降雨時(1/30年確率)には溢れること、また、洪水時において適正に管理されているとは限らないことから治水計画には、農業用水路等を考慮すべきではないとし、地形により決定した流域面積4.4km<sup>2</sup>は妥当であるとした。このため委員会では駒沢川流域の流域面積・流域界に関する現地調査を行った。

駒沢川の流域面積に関する主な意見は次の通りである。

- ・河川砂防技術基準(案)計画編によると「流域面積の決定にあたっては(中略)農業用排水路等の排水路系統を十分調査しておく(後略)」とあり、今回の排水路についても考慮すべきである。県の計画による駒沢川の流域から流出する流量の一部は、農業用水路から高橋川へ流下することが考えられ、駒沢川の流域面積は県で設定したものより若干減ると考えられる。
- ・問題となっている箇所勾配を現地で測量した結果、東への傾斜が南への傾斜よりきついため、この部分の水は、水路から溢れたとしても高橋川へ流入する。
- ・大雨の時期は灌漑期と重なるため、農業用水路は適正に管理されているはずである。また、上流断面が小さく暗渠もあるので流木等は上流で止まるため、下流で詰まって溢れる事はない。
- ・県はこれらの意見に対し、流域界の見直しが必要であると認め、再調査を行う意向を示した。

こうした議論の結果、委員会は駒沢川に関する流域面積・基本高水流量を今後調査をし、見直しが必要であると判断した。この場合に、流量観測を行い必要なデータを収集する期間

としては、概ね5年程度が必要との見解が県より示された。

この他の治水対策に関する主な意見は次の通りである。

- ・農業用水路が溢れないように、農業用水路を改修することも検討する必要がある。
- ・高橋川も含めて改修を考えてはどうか。
- ・流域面積のほかにも、過去の流量、流出解析のパラメータの決定方法等も考慮すると現行の基本高水流量5.2m<sup>3</sup>/sは大きすぎる。

## (2) 利水対策について

1) 駒沢川の水道用水対策に関する主な意見は次の通りである。

- ・利水専用ダムの検討については、費用がすべて地元負担となるので町としては受け入れられないとの部会での意見が紹介された。
- ・平成3年の調査報告書に、地下水開発の可能性のある箇所として「春宮」「中村」「にれ沢」等が候補地として挙げられている。部会での地元の意見は「鉄分が入る」「濁る」等の意見があり否定された経過があるが、試掘を含む再調査をするべきである。
- ・ダムを造ることにより、小野第一、第二水源からの計画量の取水が出来なくなるのではないかと。

2) 駒沢川の農業用水対策に関する主な意見は次の通りである。

- ・駒沢川の現況の流量は、維持流量が基準渇水流量を上回り、既存の水利権者等の取水そのものが不安定になっている。
- ・農業用水の確保の見通しがなく、ほ場整備が実施されている。
- ・駒沢川の流量は、平成9年～13年の間の5月上旬から9月中旬まで、河川流量が正常流量を下回るため農業用水の不足は明らかであり、また豊水の利用も困難である。
- ・細洞ため池は断層破碎帯の上にあるため補強するとともに、容量を増やす必要がある。部会での試算によると現況貯水量36,000m<sup>3</sup>を62,000m<sup>3</sup>まで増加するのに3億3千万円が必要。この内拡張工事分の2億2千万円については国庫補助事業としての実施は難しい。
- ・細洞ため池を拡張した場合の効果について、定量的に表すのは難しいが、渇水時に稲の立ち枯れを防止するには有効である。
- ・農業用水の現状での不足量を明確にする必要があるという意見に対して、代かき期10,800m<sup>3</sup>/日、普通期5,500m<sup>3</sup>/日、非灌漑期800m<sup>3</sup>/日が必要な農業用水であり、ダム計画では農業用水に対する必要な容量を約20万m<sup>3</sup>としていることが報告された。
- ・渇水対策として、ポンプアップして乗り切っている場合もある。
- ・渇水被害については、減収分を補償する方法も検討する必要があるとされた。
- ・委員会として、休耕田の扱いや、他の作物を耕作している場合等農業用水必要量の計算方法を考えていかなければならないのではないかと。
- ・小野地区の場合は代かき期の減水深は140mm/日、普通期が20mm/日となっている。
- ・小野地区の転作率は水田地目27haに対して45%である。
- ・河川流量が維持流量より少なくなったときに、河川管理者はどのような対策を取るのか。

## 3. 委員会意見のまとめ

駒沢川の治水対策について駒沢川部会および検討委員会において精力的に検討を行ったが、流域面積、基本高水流量の確定、河川改修計画など今後検討すべき課題が、未解決のまま残されている。

これらの課題を解決するには流量観測等の必要な調査に数年の年月を要することから、部会でのダム案という報告を考慮したとしても、現行のダムによる治水対策は当分の間凍結して再検証すべきであるという結論になった。

しかしながら、水道水や農業用水の確保は、今すぐ対応すべき問題であり、新規井戸の開発及び細洞ため池の補強・拡張を行うべきである、というのが委員会の意見である。以上。

添付資料、今回は添付しておりませんが、別添資料として駒沢川の部会報告、付属

資料1として委員会審議状況、付属資料2として委員名簿、これは今までの答申と同じようなかたちになります。を付けます。報告は以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。起草委員以外の方は、これは初めてご覧になるわけですが、そういう初めてご覧になる方の意見も含めまして、ひとつこれについてのご質疑、あるいはご意見、承りたいと思っております。はい、どうぞ。

藤原委員

一つは4ページのどこなんですけれども、4ページの3行目です。

利水ワーキングによる試算での予測量は約1,000m<sup>3</sup>/日ってなってますが、これ880じゃなかったかと思うんですけども、それ事務局の方で確かめてみてください。880っていうのが利水ワーキングから出されたもので、それに対して部会でですね、やはりこれからのことも考えて1,000m<sup>3</sup>/日というふうなことにしました。ですから、ここに書いてあるように利水ワーキングによる試算での予測量ということだと880m<sup>3</sup>/日というのが正しいんじゃないかと思しますので確認をしてみてください。

宮地委員長

ちょっとデータの話ですね。ちょっと後で確認してください。はい。

藤原委員

それから、6ページのどこなんですけれども、6ページの下から4行目のどこなんですけど、実はこの答申の原案っていうのは、6月6日の日の検討委員会が終わってから一応起草委員会をやりまして、そこでご意見をいただいたわけです。6月6日の時にですね、6月6日の午前中にこの駒沢川について議論をしたことも含めて答申をという話になってたわけなんですけど、6月6日の午後ですね、起草委員会では6月6日の午前中の議論が盛り込まれていなかったわけなんです。その分について昨日の夕方までに皆さん方から、起草委員の方から何か意見があればということをお願いしてあったんですが、昨日の夕方までには起草委員の方の意見がなかったんですが、事務局の方で30日の午前中の議論の中でここに抜け落ちることがあるということがわかりまして、昨日の夜、私のところにもメールでまいりました。その部分について挿入したいと思しますので、一応読み上げますので、その部分も含めて審議していただきたいと思えます。

駒沢川の農業用水対策の主な意見という中でですね、3億3千万が必要という部分がありますが、その下なんですけれども、「3億3千万円が必要、このうち拡張工事分の2億2千万円については国庫補助事業としての実施は難しい」、その後4行付け加えていただきたいと思えます。「細洞ため池の容量増について（断層との関係から）面的拡大ではなく、山側を掘下げるべきである」というのが一つありました。それからもう一つは、「水稻生産額が年3,700万円に対して、細洞ため池拡張費用の3億3千万円は大きすぎる。工法の検討が大切である」という意見もありました。この二つについてですね、4行ですが付け加えてご審議をいただきたいと思えます。お願いいたします。

宮地委員長

はい。藤原委員のご意見二つございました。先ほどの話はどうですか。ご返事いただけますか。はい、データの話。

事務局

1,000m<sup>3</sup>/日と880m<sup>3</sup>/日の違いなんですけれども、880まで落ちるのは、ちょっと今、資料を探してるんですが、32年に880まで落ちると、同じ22年を対照した時に

は1,000m<sup>3</sup>/日と1,100m<sup>3</sup>/日ということだったと、そういうことで1,000m<sup>3</sup>/日としてあります。

藤原委員

それで誤りがないのであればこのままで結構ですが、ただ880m<sup>3</sup>/日というのが利水ワーキングから出されていたというふうに思ってますので、そのことを一応申し上げたわけですが、いいわけですね。はい、わかりました。じゃあ、そういうことでお願いいたします。

宮地委員長

よろしいですね。これはもとのままでいいということですね。ここは利水ワーキングの試算がこういうことであつたんで、それで、こっちで考えるのは1,100m<sup>3</sup>/日で考えていると、それには変わりがないわけですが、それから、先ほどご指摘のあつた6ページのところの、要するに細洞ため池の容量増については、面を広げるんじゃなくて山側を掘下げるべきであると、こういう話。かっこして断層との関係からとおっしゃったんですが、これはかっこを付ける、つまりこれは霧訪山の断層のことを考慮すると、面を広げるよりは掘下げの方がいいと、こういう意味ですね。

藤原委員

はい。これ松島さん。

宮地委員長

それも含め、それともう一つは稲が、要するに3,700万円であるのに、ため池の拡張費用3億3千万は高すぎると、だからもっと応分な負担を考えると。

藤原委員

そんな負担ができるだろうかという話が出たわけです。

宮地委員長

そうですね。これはですから、委員会でこういう意見が出たと、こういうことの羅列の中で、最後の日にしたもんですからそれが落ちていたと。これを付け加えたいと、こういうのが一つのご意見でございます。

いろいろ他にもまだあると思いますが、今のことはいかがでございましょう。付け加えることはよろしゅうございますか。これはあつたわけですから現実に。だから断層との関係からという言葉も入れといた方がいいんですかねやっぱり。面を広げるんじゃなくて掘下げると言ってるのは、断層との関係からと言ってよろしいんじゃないでしょうか。これは、たぶん松島委員そういう感じだと思いますが。これかっこを取りまして、先ほど藤原委員お読みになりましたかっこ等を取りまして二つを足すと、そういたします。

それから、その他どうでしょう。起草委員は大体これを読んでおるわけでございますけども。そうでない方のご意見を積極的に伺いたいと思います。

竹内委員

今の断層との関係もあるんですけども、前回の委員会の時に私は、細洞ため池については断層の破碎体の関係もあるので、補強拡幅については調査してですね、検討してほしいという趣旨だというふうに申し上げました。それで、それについては2ページの下(2)のところに、「慎重な技術的検討を行うこと」ということで入ってるわけです。

ただ気になるのはですね、7ページの委員会意見のまとめのところではですね、「しかしながら、水道水や農業用水の確保は、今すぐ対応すべき問題であり」、これはそのとおりだと思うんですけども、「新規井戸の開発及び細洞ため池の補強拡幅を行うべきである、というのが

委員会の意見である」。ですから、行うところまでですね、踏み込んでるわけですねここでは。ですから、凍結になって、直ちに行くべきであるということとの整合性がですね、ちょっとどんな論議されてここに入ったのかっていうのがちょっと私よくわからないんですが、かなり踏み込んでるっていう私は気がするんですけども、要するに、今、調査してみないと拡幅が可能かどうかっていうのはわからないわけですよ。今の山手側にへってという話はあったんですけどね。ちょっとそのへんのところが何かちょっと踏み込みすぎてるのかなっていう、私はちょっと印象持ってるんですけど、いかがでしょう。

藤原委員

竹内さんからこの部分についてのご意見があったことが事務局の方から連絡がありましたので、それを入れるとかたちで入れたわけなんですけど、このまとめのところでは、利水の部分についてですね、5年間調査をするという間にですね、そのまま放置しておいていいんだろうかというような意見がこの検討委員会でも出たわけなんですよね。それだったら水道水源のまず調査から、利水の問題、特にここはヒ素が出てくるものですから、そういうものも含めて、できるだけ早く利水の部分については対応した方がいいんじゃないかという意見があったと思ったものですから、それで、それをそのまま単に調査ということで先送りをするよりは、むしろ進めていいんじゃないだろうかということで書いたわけです。

竹内委員

ですから5年間という凍結期間の中で再検証をするというのが結論ですよ、言ってみれば。ですから、新規井戸も調査はそれは当然伴って、開発も含めて行われるべきものだというふうに私も思います。ただ、補強拡張というのは再検証後でないと実質的には位置付けが難しいんだろうって私思うわけです。ですから、ここはできれば、その気持ちはもうまさにそのとおりですから今すぐ対応すべき問題なんですけども、補強・拡張を行うということを決めつけてしまうのではなくて、先ほどの2ページ目の(2)のいわゆる調査、補強・拡張については直ちに調査するとかですね、そういうようなことの方が私は妥当じゃないかなと思いますがいかがでしょう。

私はそう思います。

藤原委員

これ両方に掛かっちゃっているわけなんですよね。新規井戸の開発とそれから細洞ため池の補強・拡張、これが行うべきであるということに両方掛かっちゃってるわけですね。竹内さんのおっしゃり方は、新規井戸の開発については行うということについては理解できるけれども、細洞ため池についてはまず調査をしてからの問題ではないかという、そういうことでいいんですね。

竹内委員

そうです。

宮地委員長

そうですね。

藤原委員

ですから、もしあれでしたらそういうようなかたちでやった方、書き直した方がいいかもしれませぬ。というのは、細洞ため池の補強・拡張というものについては、実際やるとなると3億3千万円というお金が出て、一応示されてるわけですよ。

ですから、そうするとその問題も含めて行くべきであるということではですね、非常に難しいという部分があると思いますので、もしそういうふうきちんと分けた方がというんで

したらば、新規井戸の開発を進めるということと、細洞ため池の補強・拡張の調査を行うという、そういうふうに分けていただいてもいいと思いますが、いかがなんでしょうか。

宮地委員長

そのへんいかがでしょう。私もちょっと意見はございますけども先伺った方がいいと思います。要するに、7ページの委員会意見のまとめのところと、それから2ページ目の利水対策に書いてあることですね。これとのウエイトなんですけど、7ページのはご覧のとおり数行で書いてございますけども、だから、こうこうこういう方向になったということがまとめてあって、その具体的な内容でこういうふうに気を付けるよという話は2ページに書いてある。そういう仕掛けにはなってるわけでございますけども、そこへ今、竹内委員の、確かにこれ井戸の開発の進め方とため池の補強の話とはちょっとタイミングがずれる可能性は十分にあるわけですね。そのへんのことどう考えるかなんですが。いかがでございましょう。どうぞ。起草委員の方はご覧になっておられますが、起草委員じゃない方のご感想の方がフレッシュだろうと思いますがどうでしょう。どっちかな。これは松島貞治委員は起草委員じゃなかった、松岡さんもどうですかこのへん、どういう感じでしょう。

松岡委員

今おっしゃられたようなニュアンスが生きるような表現にされた方がいいかもしれません。細洞ため池の方の受益者、直接の受益者の方とたぶん上水道の方の直接の受益者の方とは100%一致しておりませんので、先ほどの投資効果の話も絡んでくるでしょうし、こちらはすべきであるというふうに言ってしまうと、水田耕作者の方たちは大変になる部分も出てくるかもしれないので、そのへんは、そうですね今、竹内委員がおっしゃられたようなニュアンスが生きるような方向の表現にした方がいいかもしれませんですね。

宮地委員長

具体的に言えば、たぶん2ページの(2)に書いてあることを適当な表現でこの中へ、最後の7ページのところへ入れ込むということでしょうか、竹内委員。

竹内委員

ですから、一番下の最後に「細洞ため池の補強拡張を行うことについて調査すべきである」とかですね、「拡張の可能性について調査すべきである」とか、そういう「調査」ということを入れればいかがでしょう。当面ね。

宮地委員長

「補強・拡張の調査を」ですか。

竹内委員

その下に、「細洞ため池の補強・拡張の可能性について直ちに調査を行うべきである」とかですね。

宮地委員長

「可能性について調査を行うべきである」。

竹内委員

放置できないから今すぐ対応すべき課題として、それを調査を行うべきであると。要するに、治水の方が再検証になってるわけですよ。ですから、治水の結論も並行した中でやっぱりやっていくべきだろうっていうのが私の持論なんですけどね。

藤原委員

いや、その点について、この案についての意見として竹内さんの方からいただいていたんで、それは盛り込んだつもりでいたんですが、それが2ページのところで入ってると思います。ただ、まとめのところそういうご意見をいただくということになると、むしろ新規井戸の開発ってというのは、もうできるだけ早く必要なことではないかと。

宮地委員長

ここのところは早くやるということをもしろ入れた方がいいように思いますね。

藤原委員

思います。はい。ですから細洞ため池の補強・拡張についての調査というふうに分けてですね、もしそういうことで進められるというなら、むしろ新規井戸の開発を進めるということを強調していただきたいと思いますので。

竹内委員

井戸の開発を「及び」じゃなくて開発を例えば「進め」とかして。

藤原委員

「開発を進め」ですか。

竹内委員

「細洞ため池については、補強・拡張の調査を早急に行うべきである」とか、そういうことでどうでしょう、例えば。

藤原委員

そうですね。その文章について、もうちょっと宮地先生と相談して。お任せいただいて、午前中それを直して午後の時に。

宮地委員長

もうすぐ出しますか。

藤原委員

はい。この部分についての直した文章を皆さん方に見ていただくというふうにさせていただければいいと思うんですが。

宮地委員長

これはもう一遍、欠席の委員にはご意見を伺うわけですよ。そういうことになりますね。

藤原委員

もうこれで決めるんじゃないかと。

宮地委員長

だから今日、そんなに、一応原案を作ってお話することは考えておきまして、それを今日午後でもご披露をして、改めてそれについて、それらのことも含めましてまだ議論があると思いますので。

いかがでしょう、今の話。一応やっぱり井戸の開発はすぐ、なるべく早くやれ。それから細洞ため池の補強・拡張についてはいろいろ慎重なことを、慎重に審議をしろと、した上で進めなさいと。

竹内委員  
調査してね、可能性。

宮地委員長  
そういう趣旨ですね。そういう趣旨のことを何とか入れてみましょう。

藤原委員  
はい、お願いします。

宮地委員長  
どうでしょう。ちょっと後で部会長とご相談して、起草委員の方にもご了解いただきたく  
いかなのですが、入れてみたいと思いますが。  
その他いかがでございましょう。

松岡委員  
これ意見じゃないんですけれども、今までちょっと気が付かないですと通り過ぎちゃっ  
たなと思ってたんですが、4ページの下から2の4の5行目になりますかね。4ページの治  
水対策の下から5行目で、1 / 30年確率で、この「年」たぶんミスタイプかなと。これ「年」

宮地委員長  
1 / 30確率ということです。

松岡委員  
1 / 30年確率っていうと相当頻繁に起こっちゃうんで、他は1 / 30とかそういう、た  
ぶん「年」付けないで確率に、他の答申もですね。この中でもたぶん何ページだったかな、  
頭の方では年付けてないんじゃないんですかね。どこらへんだったけ、何ページかには、え  
え、他は「年」付けないで、

宮地委員長  
普通は1 / 10確率とか1 / 30、

松岡委員  
1 / 10とか1 / 30。例えば3ページも治水安全度で1 / 30確率になってる。これ小  
さいことなんです、単なるミスタイプかなっていう、それなんです。それ、「年」落とした  
だけ。

宮地委員長  
河川計画で想定している降雨時1 / 30確率。

松岡委員  
ええ。「年」を取ってもらえばいいだけの話だと。

宮地委員長  
「年」はいらないうつというんですね。これはそうですね。河川課の方では、普通はそう言  
いますですね。はい、わかりました。それは取ることにいたします。  
それから他にいかがでございましょう。どうぞ。

高橋委員

起草委員に申し訳ないんですけども、5ページでちょっと確認したいことが一つあるんですが、上の方からきまして切れてるところがありますが、3ページのところでですね、ぽちち(・)が三つのところです。上から三つ目。「大雨の時期は灌漑期と重なるため」という中ですね、暗渠の話をしてるんですが、「上流断面が小さく暗渠もあるので流木等は上流で止まるため、下流で詰まってあふれることはない」と言い切っちゃっているんですが、このへんどうなんでしょうかね。あふれることはないと考えられるとか、ないと言い切っちゃっていいんでしょうかね。このへんが、松島先生から出た問題だと思うんですが、ここで。

松島(信)委員

流木が流れてくるはずはないと思います。

高橋委員

ないということと言い切っちゃっていいでしょうか。

松島(信)委員

ええ。

宮地委員長

松島(信)委員の意見はそうでしたね。それでここは意見が並べてあると私は理解してあるんですが。

松島(信)委員

それともう一つ、上流域に崩れるような森林があるわけではない。

高橋委員

その流木のね、どのくらいのを流木と言ってるのか知りませんが。

宮地委員長

そう、小さいものでしょうね、この場合は。断言するってことは。

高橋委員

このへんを言い切っているものでしょうかっていうのが、ちょっと私。

松島(信)委員

もちろん割りばし程度のものだったら通過すると思います。

宮地委員長

どうでしょう。ここは私は、詰まるという県のご意見もあって、それから松島委員は詰まることはない、こうおっしゃった。

高橋委員

ないと、こう言ってるんですが。

宮地委員長

ただし、そういう意見の対立があって、結局、しかし流域界の見直しは必要だということろが結論のように私は思ったんですがね。

高橋委員

だから言い切るか、そういうことも考えられるとかいうことだと思うんですが、言い切っていていいですよという話ならいいと思います。

藤原委員

このことについては松島さんだけじゃなくて、高田さんも同じようなニュアンスの発言をしてたと思います。

竹内委員

いいですか。ちょっとすいません。これは意見だからいいと思うんですけど、流木という解釈の仕方だと思うんですね。この上に農業用水路は適正に管理されてるはずだということなものですから、それが前提なんですけど、例えばの例でいけば、私どものところでも農業に使ってた、例えば流木っていうかね、要するに加工したものとか、それが例えば流れ出してっていうことはまああるんですよ。そういう意味では。

宮地委員長

ありましょう。

竹内委員

だから流木の解釈の仕方だと。例えば、去年なんか枕木が流れて突っ掛かって、うちの方でも水害起きたってことも事実あるわけですよ。だから、そういう解釈の仕方の問題で整理しとけばいいと思うんですけども。流木っていうと何かって。

宮地委員長

他にいかがでございましょう。私ちょっと思ったのは、5ページの下から1、2、3、4行目、「高橋川も含めて改修を考えてはどうか」っていう、これはこう書くと高橋川の改修もするようなことだったみたいですが、そうなりますかね、これ。そうだったですか。

高橋委員

県の9河川じゃないですからね。

宮地委員長

そうですね。

高橋委員

準用河川ですから、このへんをどう考えるかですね。

宮地委員長

いや、だから私は、これはどうなったんでしょう。要するに高橋川のこと調査して駒沢の改修のことは考えると、こういうふうに思ったんですが、高橋川の改修までやるんじゃ県も大変だ。どうだったでしょう。

松岡委員

たぶん、こんなニュアンスであったと思うんですよ。例えば1割がた面積がそっちいくとあって、その流量そっちへどっと流れていってあれば、今あんな断面で高橋川の方は大丈夫なのというニュアンスだったんで、改修をやれというか、こちらを減らしてそっちへ持っていくということは、持ってかれたそっちはどうなるんだろうという、そういうニュアンスだったのかなと思ってます。

高橋委員  
そういうニュアンスです。

宮地委員長  
そうですね。だから改修、高橋川の改修やれってということじゃない。

高橋委員  
ない。

宮地委員長  
むしろ心配してる。そのへんどうですか。何かいい、この書き方で誤解を生みませんか。確かにこれはむしろ何ていうか、書くなら高橋川の調査も含めて駒沢川の改修を考えたかどうかとか、そういうことならばわかりやすいような気もするんですが、ねじ曲げちゃ困るんで、どうですか。はい。

高橋幹事長  
幹事長の高橋でございます。  
今回お願いしてんのは、あくまでも9河川ということでございますが、9河川をやるうちにですね、どうしても川っていうのはつながってるわけですから、関係するような河川のことでも出てくれば、それについて言及していただくということ自体は事務局として、提言受ける方といたしましては、提言お願いした側としては別に構わないことでございます。

宮地委員長  
改修やるかどうかは県の話ですから、こうなっても別に構いませんですか。

高橋委員  
考えてはどうかですかね、やれとは言ってませんから。

宮地委員長  
そうそう。考えてはどうかと言ってるだけですから、それを管轄が違うものはやれないという話も、どうぞ。

高橋幹事長  
幹事長、高橋でございます。  
高橋川は町の管理ということで、管理は県ではございませんですが、全体として一つで検討しろというんで、をいただければですね、県としまして町の方にまたお願いに行くなり、相談に行くなりというようなことはいたしたいと思います。理論的に見てですね、どうしても他の河川にいつてしまうのにそれを全く書かないと、そこをねじ曲げてですね、委員会の報告をしていただくという必要、そこまでお気遣いしていただく必要はないと思います。

宮地委員長  
いいですか。強いて言えば、高橋川の調査も含めて改修を考えたかどうか、そのくらいならまだいいかもしれないとも思うんですがね。今のお言葉で、県の方は気になさらなければそのまんまでよろしゅうございますか。はい、それじゃあ、これはもとのとおりいたします。

植木委員

治水対策についてはダム一時凍結という話になったんですが、利水対策は今後いろんな調査を進めてやってくということ結構だと思んですけども、この場合に、いずれの流域においても流域協議会というものが考えられて、その中で地元の人たちの意見を聞きましようという基本姿勢なんですよね。ここではその点については触れられていないんですが、どういう判断だったんですかね。

宮地委員長

確かに言及しませんでしたね。一つはですね今になって申し上げるのは悪いんですが、これはとにかくちょっと延期して5年間ぐらい待つということですよ。それまでは案が出ないだろうと。そうすると今、流域協議会を作ると言われれば、その段階での話になるんじゃないかという感じは私は持つんでございますけども。

植木委員

よろしいですか。私もそういうことで載せてないのかなと思ったんですが、利水面では早急に調査等が必要になりますよね、そうすると、地元の人たちの意見を聞くなり場はどうしても必要となるというか、そうした方がよろしいんじゃないかというふうに思うんですけど。

宮地委員長

そうか、なるほど。そうですね。いかがでしょう。

藤原委員

部会では流域協議会の話はほとんど出てなかったですね。流域協議会というのが決まりましたという報告はしてますが、部会の中で流域協議会を設けてどうしようという話は出ていなかったんですけども、今、植木さんおっしゃったようなことでいうと、利水の面についてはやはり地域の人たち、非常に関心があると思いますので、流域協議会でやはり検討していく必要っていうのはあると思います。

宮地委員長

そうですね。そうするとやっぱりそういう意味で、全般的でないにしても、とにかくやはり今後流域協議会を作って、少なくとも利水対策については早急に、そういうところでそれを利用しろという話を入れた方がいいんですかね。

藤原委員

いいと思います。

宮地委員長

なるほど。それも含めて後でまたご相談をしたらどうでしょう。もう一つ高橋委員、これはどうします。この2ページ目の真ん中のところに、農作物被害に対する対策の話です。非常に漠然としている言い方なんです。

高橋委員

あんまりそれが具体的に出せるかどうかってことですね。非常に他の答申とはちょっと違うんじゃないでしょうか。

宮地委員長

ちょっと私、寝た子を起こしたかもわかりませんが、「湧水による水田等農作物被害に対する対策を考慮に入れて」と、こういう表現なんでございますがね。一応、これはこういうふ

うにしておきましょうか。

藤原委員

これももう少し具体的に損害補償のようなことが書かれ、原案にはあったんですが、やはりそういうことでは地元の人たちの気持ちというものを逆なでするようなかたちになるだろうということでそこを削除したわけなんで、ちょっとこの部分がきちんとしまりじゃなくなってしまうということにはなると思うんですけども、作成した段階の気持ちというものはこれで読み取っていただけないかなと思います。

宮地委員長

なるほどね。確かにおっしゃるとおりでございます。そうすると今の段階ではこういう表現にしておいてよろしゅうございますか。また、ご欠席の委員もおられますし、そこらへんのご意見も承ってと。

その他いかがでございましょう。ちょっとこの起草委員の一人として申します。2ページの一番最後のところ、「細洞ため池の補強・拡張に伴う地元負担について関係者と協議しながら格段の配慮による」と書いたのは、これがやっぱり飲み水じゃなくて農業用水だということ意識して「格段の」と入れたつもりだと思います。起草委員会では、その点もご理解をいただきたいと私は思いますんですが。

いかがでございましょう。今のところ先ほどご注意いただいた修正点について、午後にちょっと文章を具体的に入れたのをご披露をして、それをまたご審議いただいて、ということにしたらいかがかと思いますが、それ以外のところはよろしゅうございますか。

(はい)

それでは一応、駒沢川の治水利水対策につきましては、これがほとんど原案になりますが、そういう方向で完成をしてみたいと考えております。どうもありがとうございました。

それではちょっと、だから午後に、午後やりますね、文章だけ入れることを。すぐ、昼休みにでもご相談をしてやりたいと思います。それでは午前、ちょうど12時ちょっと過ぎましたんで、午前中の審議はここで終了をいたしまして、13時まで昼食の休憩にいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

(昼食休憩)

田中治水・利水検討室長

それでは午後の審議の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

宮地委員長

はい、それでは午後の審議を再開いたします。

午前中にお約束をいたしました駒沢川の答申のことについて、いろいろ追加というか訂正をする部分がありました。それで、そのことについて先ほど部会長とご相談をいたしました結果、次のように変えたいと思います。藤原部会長からお話をいただきたいと思います。

お手元にまた新しいのが配ってあるのかな。

藤原委員

ありますか。ないですか。

宮地委員長

はい、すいません。じゃあ、前にお配りしたのをご覧いただきながら。

藤原委員

お配りしたもののところで、2 ページ目のところに追加をさせていただきたいと思います。2 ページ目の一番下です。これは植木さんからの流域協議会のことについてですが、(3) がありますけども、その下に、「以上述べた対策を進めるにあたっては住民参加の流域協議会を設置して、住民と行政が連携して対応していくことを提言する」ということを入れたいと思います。それから、あと7 ページのところですが、竹内さんから指摘あったことですが、この下から2 行目ですが、「新規井戸の開発及び細洞ため池の補強・拡張についての調査を行うべきである」ということで、「拡張」の次に「拡張についての調査」というふうに入れるということで修正案としたいと思います。

ご意見があればお願いします。

宮地委員長

いかがでございましょうか。

流域協議会のことは、植木委員のご意見も利水に関しても少なくともあるということだったんで、利水が一番最後のところへ全体として入れてございます。それから竹内委員のご指摘のことにつきましては、ご覧のとおり、2 ページの2 と3 のところに水源調査に関する話で、「水源調査について協議し、協力すること」それから3 番目がやっぱり「細洞ため池の補強拡張については、十分な調査を行い進める」と、こう書いてございますので両方とも調査という言葉でまとめたわけでございますが、竹内委員いかがでございましょう。

竹内委員

はい、結構です。

宮地委員長

よろしゅうございますか。植木委員もいかが。

植木委員

はい、結構です。

宮地委員長

皆さま方よろしゅうございますか。

それでは一応駒沢川の答申案につきましては、大体、現在ご出席の委員のご賛同は得たわけでございますが、あと欠席の委員もおいででございますので、これを欠席の委員にもお伺いして、一応ご意見を伺いたいと思っております。あまり大きな修正はないと思っておりますが、そういうものがもしあったとしても、全部の正文が本日渡してございませぬので、次回の20 日には、そこらへんをまとめたものを再度お見せをしてご了解をいただくようにしたい。そんなふうを考えましていかがでございましょうか。

( 結構です )

ありがとうございました。それではそんなふうにご処理をさせていただきます。

それでは午後の審議に入ります。午後の審議の議事2 に入ります。

問題は角間川流域の治水利水対策案についてでございます。先ほど申し上げましたように、午前中起草委員会を開きまして答申案を作成をいたしました。それがお手元に配布されていると思います。それに基づきましてご審議をいただきたいと思っております。一応読み上げてください。お願いいたします。

## 事務局

それでは資料2を見ていただきたいと思います。

### 「角間川における総合的な治水・利水対策について（答申）（案）」

当委員会は、長野県知事からの諮問を受けた角間川について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って角間川部会を設置した。角間川部会は平成14年10月18日から12回の部会審議（うち現地調査1回）と1回の公聴会を経て、「角間川部会報告」（以下、「部会報告」という。）を取りまとめ、その結果を平成15年3月27日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに角間川の治水・利水対策について審議・検討を重ねた結果、以下のように答申する。

#### 角間川の治水・利水対策に関する委員会の総合的判断

角間川の治水・利水対策について、委員会の総合的判断は次のとおりである。

#### 1. 角間川の治水対策

堤防へのパラペット設置と、河床掘削及び床固め工の水通し断面の拡幅を組み合わせた河川改修が、角間川の治水対策として妥当である。

なお、この治水対策を進めるに当たっては、現在実施している上流域での地すべり防止工事、砂防工事、治山工事を継続して行うと共に、中下流部では流路の複断面化による偏流対策、護岸強化及び日常的な堆積土砂の除去を引き続き実施して行くことが必要である。

また、堤防へのパラペットの追加は景観を害することもあるので、可能なところは盛土で対応するなど、景観的配慮を行う必要がある。

#### 2. 角間川の利水対策

まず、中野市及び山ノ内町の広域的な水源調査を実施し、段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な利水対策を基本方針とすべきである。

この利水対策を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って積極的に対応することを要請する。

(1) 水道水源確保に係る県の中野市及び山ノ内町への支援は、ダムによらない利水対策に変更したことによる市及び町の財政負担増を極力避けること。

このため、新たな支援策を適用してもなお実際の事業費がダムの建設の際に支出したであろう市及び町の負担を上回る場合は、補助率の変更も考慮しながら、更なる県の支援を検討すること。

また、新規水源の調査・開発について、県は市及び町と協議して協力すること。

(2) これまでの中野市及び山ノ内町の地下水や表流水の調査は十分でなかったため、井戸による水源確保に当たっては、広域的かつ精度の高い水源調査を行うこと。

また、段階的な水源整備を行うなかで水需要量についても社会情勢の変化なども考慮しながら見直すこと。

(3) 水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関して、現行法制度の下では多くの困難があるが、構造改革特区の申請をはじめ現行法制度の改正も視野に入れて、その可能性を検討すること。

(4) 水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用について不足を生じる場合には、適正な不特定容量を持つ利水ダムも考慮すること。

(5) 水利権の調整については、県が仲介役となり、当事者間の話し合いを進めること。

(6) 公共施設や家庭に雨水貯留施設を設置する等の雨水利用や節水も今後の課題であり、県はこれを積極的に支援する制度を設けること。

(7) 治水・利水対策の実現にあたっては、「流域協議会」を設置して行政と住民が連携してより良い対策となるよう努力すること。

#### 総合的判断に至った理由

#### 1 部会における審議の概要

角間川の治水・利水対策についての部会報告は、次の2案の両論併記であった。

(1) 多目的ダム建設による治水・利水案

治水対策は、角間川貝鐘砂防堰堤下流に多目的ダムを建設し洪水調節を行う。

利水対策は、水道水源として中野市は計画取水量23,780m<sup>3</sup>/日のうち、ダムで10,000m<sup>3</sup>/日確保し、山ノ内町は計画取水量15,330m<sup>3</sup>/日のうち、ダムで3,000m<sup>3</sup>/日確保する。

また、下流のかんがい用水や河川環境を維持するための不特定用水として、ダムに63万m<sup>3</sup>を貯留する。

(2) ダムによらない治水・利水案

治水対策は、既存堤防へのパラペット設置と、河床掘削及び床固め工の水通し断面の幅を組み合わせた河川改修とする。

利水対策は、水道水源として中野市は計画取水量23,780m<sup>3</sup>/日のうち、新規井戸で10,000m<sup>3</sup>/日確保し、山ノ内町は計画取水量15,330m<sup>3</sup>/日のうち、新規井戸で3,000m<sup>3</sup>/日確保するが、渇水期における河川維持流量が確保できず、かんがい用水の不足は解消できない。

なお、中野市は、必要に応じ井戸に硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設及びヒ素の希釈施設を設置する。

2 委員会における審議の概要

委員会は、この部会報告を受けて審議を進めた。特に論点となったのは、水道水源の確保についてであった。

委員会は上流域での井戸の可能性、北陸新幹線高社山トンネル湧水利用の可能性及び砂防ダム利用の可能性などについて現地調査も含めて検討を行った。

角間川の治水・利水対策についての審議の概要は次のとおりである。

(1) 角間川の治水対策

ダムによる治水対策は、洪水調節による下流域に対する治水効果はあるものの、ダム建設に多額の費用を要し、現在の県の財政状況を大きく圧迫することとなる。また、火山地帯特有の破碎帯や変質等に起因するダム湖の堆砂問題、ダム建設による自然環境への負荷など大きな懸念がある。

さらに、上流からの大量の土砂流出は、横湯川上流の地すべり地帯のものが多く、角間ダムを造っても夜間瀬川下流の土砂流出を防ぐことはできない。

一方、ダムによらない治水対策は、パラペットには計画水位が下がらないことや土石流に対する安全性及び観光地であることを考慮した場合の景観上の問題があり、また河床掘削は温泉を希釈する井戸への影響調査として地下水測定などが必要である。しかしながら、ダム建設よりも経済的に安価で県財政に対する圧迫も少なく、治水安全度も確保し自然環境への負荷も軽減できるものである。

以上を総合して、委員会での議論は、角間川の治水対策としてダムによらない河川改修が妥当であるとの意見が大勢を占めた。

ただし、上流域での地すべり防止工事、砂防工事、治山工事及び中下流部での偏流対策、護岸強化、日常的な堆砂土砂の除去は必要である。

また、堤防へのパラペットの追加は景観を害することもあるので、可能ところは盛土で対応するなど、景観的配慮を行う必要がある。

(2) 角間川の利水対策

ダムによる利水対策は、水質の改善、流水貯留による水量の安定化が図られること、自然流下のため安価であること、渇水期に安定して河川維持用水と農業用水を補給することができる。

一方、ダムによらない利水対策は、井戸の位置を決定するための広域的な水源調査が必要なこと、ヒ素や硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設が必要なこと、枯渇の可能性が懸念されること、渇水期の河川維持用水と農業用水の不足が解消できないことなどの問題がある。

利水問題について出された主な意見は次のとおりである。

水需要量、農業用水量は適切であるか。工場誘致、観光客の増加は見込めるのか。

工場誘致や観光客の増加を見込む水需要量は、市及び町の政策的なものであり、委員会としてあまり踏み込める問題ではない。

県の利水支援を協議するときは、妥当な水需要量により話し合うべきである。

ダムを止めた場合、市及び町の負担が大きい。県の支援策をそのまま当てはめるのではなく、多目的ダムを進めてきた県の責任を考えるべきである。

井戸による対策案は調査不足である。水源調査を行い、現実的な案になれば費用が減るであろう。

新幹線高社山トンネルの湧水利用を考えるべきである。

上流の砂防ダムを活用できないか。

中野市の水道水の汚染は深刻である。

笹川と泡貝川合流点付近には地下水の可能性がある。

委員会での議論の焦点は、水道水源の調査データが不足している中での水源確保に対する判断と、ダムによらない利水案はダム案よりも高額となり、市及び町の財政を圧迫することであった。

このため、北陸新幹線高社山トンネルや角間川流域などの現地調査を行うと共に、具体的な利水対策として、トンネル湧水の利用及び砂防ダム利用の費用算出を行った。

その結果、高社山トンネルの湧水利用は、飯山市境からポンプアップが必要なため、施設整備費が高額となることや、将来的に湧水量を確保できるか懸念されることにより、利水対策案としては困難であるとの結論に至った。

また、貝鐘及び角間砂防ダムの利用による水道水の確保は、現行法制度下では新たな水利権が得られないこと、現在満砂状態の土砂搬出には地形が急峻なことから高額な費用と期間を要すること、浄水場までの導水施設整備費が高額となること、及び下流水利権者の権利を侵さないための不特定容量の確保が必要なこと、などの課題も多くあることが判明した。

しかしながら、資源の有効活用や環境面などを考え、構造改革特区制度の活用などにより課題を乗り越え新たな方策の可能性を検討すべきであるとの意見が強かった。

利水問題についての委員会の意見は次のように集約される。

- (1) 井戸による水源確保は、地下水調査を行うことにより、最適な井戸の位置を決定することができ、実施の費用は安くなる可能性がある。
- (2) 水道施設整備の実施にあたっては、社会情勢、市及び町の施策を十分勘案した水需要量に基づいた計画とする。
- (3) 角間砂防堰堤は、現行法制度の改正も視野に入れながら、利水ダムとしての活用の可能性を検討する。
- (4) 段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な水源確保の方法を検討する。

なお、水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用について、不足する場合は、適正な不特定容量を持つ利水ダムも考慮する。

- (5) ダムによらない利水対策に変更したことによる市及び町の財政負担増を極力避けることを県に要望する。

### 3 委員会意見のまとめ

以上を総合して委員会は、堤防へのパラペット設置と河床掘削等を組み合わせたダムによらない河川改修による治水対策と、まず、中野市及び山ノ内町の広域的な水源調査を実施し、段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な利水対策を答申することとした。

以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。ただ今のは、角間川の起草委員会が作りました一応の答申原案でございます。どうぞお気付きの点がございましたらご意見、どうぞ竹内部長代理、お願いいたします。

竹内委員

私の方でちょっと、気付いた点とそれから補足をさせていただきたいと思います。まず、先ほど午前中、起草委員会を行った席で確認した事項でちょっともれてる部分があります。それは一番最後の、委員会意見のまとめのところの一番最後にですね、先ほどの確認では5ページ目の一番下の、「なお、水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用について、不足する場合は、適正な不特定容量を持つ利水ダムも考慮する」というのを、先ほどの起草委員会では追加ということで確認したんですが、ちょっとこれ落ちてしまいましたので、それはこのたたき台としては付け加えていただいて論議をいただきたいということが一点です。それから、起草委員会で論議になった中身としてですね、2ページ目の、この起草委員会の案自体はこれまでの論議を通じて出されたことをまとめて出したということの前提に立っていますので、そのまま今までの論議の経過をたたき台として出してるわけですけども、2ページ目の(3)「水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関して、現行法制度の下では多くの困難があるが、構造改革特区の申請をはじめ現行法制度の改正も視野に入れて、その可能性を検討する」ということについて、前回の検討委員会の論議の中で、いわゆる構造改革特区ということが出されました。それと同時に砂防堰堤から水を取ることは、いわゆる法的にはどうなのかということの指摘がされ、そしていわゆる河川法20何条ですか、に基づく、いわゆる不特定用水、不特定なものに対する配慮といいますか、そのへんのところの説明がございました。論議の経過の中で、じゃあ現行法制度というのはどこがどう問題があって、何を特区として申請するのかということとどこがさすのかといったときに、いわゆるそれは、不特定用水とかそういう問題であるとすれば、それは水利権の問題であって、いわゆる法律の抵触するうぬんって問題ではないんではないか。要するに法律のどっか特区として認めるといふことにはならないんではないかということで、あえてその特区ということがなじむのかどうかということも論議になりました。この点については、この検討委員会の中で論議をして具体的に文章について考えましよう、ということで終わっております。そのことをご論議をひとつ一点いただきたいということです。

それから利水ダムに関しまして、前回の時に私も申し上げ、あと石坂委員からも出た意見ではあるんですけども、その点についてまだ検討委員会としての、いわゆる論議として熟度というものがどうなのかということも指摘がございました。その点については答申書に盛ってございますけども、論議をいただいて論議をいただきたいということでございます。

それから今気付いた点で1カ所だけですが、ちょっと文書の整合性の問題で、5ページ目の真ん中へんに、「貝鐘及び角間砂防ダムの利用」というのは、「堰堤」に統一するというのでございますので、ちょっと改正が落としてしまいましたので、気付いた点ですけども、お願いを申し上げたいと思います。

私の方からは補足して以上でございます。

松島(信)委員

それに関して。

宮地委員長

ちょっと待って。竹内委員が2番目におっしゃったことは何でございましたかね。2ページの話がございましたね。

2ページの(3)、その次におっしゃったことはどこでございますか、具体的に申しますと。

竹内委員

ですから今までの論議の経過の中で利水ダム、前回、私と石坂委員が申し上げた部分について、これ答申書に盛ってございます。そのことについての論議。

宮地委員長

利水ダムの。ああ、そうですか。

竹内委員

起草委員会の中ではそのことについての論議をもうちょっと統一してですね、審議を深めたらどうかという話があったということです。

松島(信)委員

今の利水ダムってということに関して、この答申書の中が一貫していないわけです。まずそういう言葉が出てくるところを確認していただきたいんですが、2ページ目の(4)です。「利水ダムを考慮すると」ってありますね。それから、5ページ目の(3)「角間砂防堰堤は、現行法制度の改正も視野に入れながら、利水ダムとして活用の可能性を検討する」とありますね。この利水ダムという意味。それから最後の6ページの一番上ですね。第1行、「利水ダムも考慮にする」と。この三つのところに出てきますね。

宮地委員長

今、足した部分ですね。

松島(信)委員

ええ。それはこの前の検討委員会の時に、このへんのところはあいまいだったと思っております。どういう点があいまいだったっていうとですね、いろいろな手だてを講じたが、それでもなおかつ、水が不足する時には、最終的に利水ダムも考慮しなきゃならんだろうという流れはいいんですけども、その利水ダムというものを新たに造るということを意味するのか、角間砂防堰堤を利水ダムに直すっていうか、改善するっていうか、そういうことを意味するのか、ということはいまいのまままで今日に至っているわけですが、この文章だとどれを意味するかわからないです。

宮地委員長

わかりました。おっしゃること。竹内委員、ちょっと6ページの一番最後に足す部分の文章をちょっともう一遍、恐れ入りますが、ゆっくりしゃべって皆さん書き込めるようにしていただけないか。

竹内委員

一番最後にはですね、5ページ目の一番下の部分に載ってる、「なお、水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用について、不足する場合は適正な不特定容量を持つ利水ダムも考慮する」、そこを一番下に入れるということです。

宮地委員長

この「なお…」の文章を5ページの一番下から6ページの一番上の1行、これを3の委員会の意見のまとめの後にくるっていうことですか。

竹内委員

そういうことです。それで、今、松島委員が指摘された(3)のところは「現行法制度の改正も視野に入れながら」という部分は、先ほど私が言いました、2ページ目の(3)の問題と関連してくると思いますので、そのへんも審議によっては変更、つながっていっちゃう話だと思います。

宮地委員長

松島委員がおっしゃったことは、ここに角間砂防堰堤が「利水ダムとしての活用の可能性」ってなってますね。論理は。そうすると、この利水ダムと前の2ページの(3)の利水ダムとは同じか違うかという、ごめんなさい。間違えました。2ページ目の(4)の利水ダムですね。これと違うか同じかっていうことですね。竹内委員どうだった、起草委員の時にはね、5ページのところは、角間砂防ダム堰堤は利水施設としての利用と、そういう感じじゃなかったんでしょか。利水ダムというと混同を起こすような気が私はしたんですが。

松島(信)委員

それで前回の委員会の時に、この砂防堰堤を利水ダムとして利用できるようにすべきであるという意見も確かにあったわけですね。

宮地委員長

そうです。だから、それは利水ダムという言葉を使いましたけども、私の解釈は、2ページの(4)のところの利水ダムとは違うんだらうということをお願いしているわけです。

松島(信)委員

はい。そうすると、もう一つ新しいダム計画が浮上してくるってということになるんですか。

宮地委員長

ええ。そうです。

松島(信)委員

そのことと、角間砂防堰堤を利水ダム化するってことを混同しちゃうような内容になっているということです。

宮地委員長

ありますね。はい、どうでしょう。

竹内委員

このへんのところ、今まで論議の延長線でちょっと不明確な点は確かにあると思うんですが、私の考えでは、この現行法制度の改正も視野に入れながらというのは、ちょっと論議、後で取っておいていただきまして、いわゆる砂防堰堤を使っても、実質的には前の不特定容量についてですね、水利権者との対応として当然お話は残るでしょうと。したがって、例えば井戸水なりを調査をして、確保できる容量によって、なおかつ不足する場合について、例えば角間砂防堰堤の量で賄えるのかどうかと。あるいはそれが活用できるのであれば角間砂防堰堤までのところで済むわけですけども、その時でもやはり用水とのいわゆる協議が残ると。そうすると当然位置付けとすれば、利水ダムと同じ性格的なものを意味しているのではないかと。これはちょっと、今までの論議の中ではちょっとあんまり整理されてない部分なんですけど、その言い方を、ですから利水ダムとしての活用の可能性を検討するというふうになっていると思います。ちょっと突っ込んだ部分だと思うんですけど、はい。そこを論議いただければ。

#### 宮地委員長

いかがでございましょう。起草委員の意見、起草委員の方はこのへんの議論をとにかく一応ちょっとしたわけですが、確かに起草委員じゃない方はこの文書、なかなかとりにくいところがあるんじゃないかっていうのは率直な感じなんです。

#### 藤原委員

2ページのとこの(3)なんですけどね、この「現行法制度の改正も視野に入れて」って書いてあるんですよ。現行法制度の下では多くの困難があるというのはわかるんですが、それで構造改革特区の申請というの、それもまあわかるんですけども、現行法制度の改正というのはね、この検討委員会で盛り込める事項なんでしょうか。国の法律変えようっていう話よ、これ。現行法制度改正っていうのは、国の法律を変えようっていうことですね。

#### 宮地委員長

前回の委員会ではこういう言葉は出たように私は思うんですがね。ただ、問題は二つありまして、現行法制度の下でどういう困難があるかっていうのが一つあるようです。というのは実は、私この間伺って、砂防ダムから水を取ることは法律上何も問題はない。ただし、それは利水権は得られませんよという話が確か幹事会の方からあったと私は思ってます。竹内委員がさっきおっしゃったのは、現行法制度の下で一体何を、何が問題で何を変えたらいいかと、そういうことが一つあるだろうというご意見だったと思います。それから、それともう一つ構造改革特区という話で、法律上問題がなかったら構造改革特区ということと、どう関係があるのかということなんです。だったですね。確かそういうご意見だった。だからこの3の文章全体が、本当に一体何をやったらいいのかなと。やることは構造改革特区を申請するというのもございますけども、もう一つ現行法制度を変えてほしいという言葉ははっきり出てるわけですが、一体何をやったらいいのかということだと思んですがね。それが問題一つ。それからもう一つは松島委員がおっしゃった、利水ダムというのを新しく造ろうということも提案しているのか、万一の場合はですね。しているのか、あるいはそう言わないのかと、そういうことだったと思います。そのへんが実は起草委員の中でもですね、まだ率直に言って、そんなにはっきりこれでいこうというふうになったわけではございませんので、むしろこういう書き方で委員会のご議論を待とうではないかと、こういう方向で持ってきた。竹内委員、そうですね。

#### 竹内委員

現行法制度というのは、石坂委員からも文書で、現行法制度の改正ということの特区と分けて入れてほしいと、こういう意見なんですよね。それで、ただ問題になるのは、これまで論議を通じて、じゃあ現行法制度のどの法律のどういう部分を何のために改正するのかというところが論議されたのかどうかということになると、特区ということが出てきたもんですから現行法制度が出てきたんですけど、明確ではない。また特区ということになると、いわゆる法律の中のどの部分をどういうふうに特別にやっていただきたいのかというところを、緩和していただきたいのかと、このところが見えてこないと言えないんじゃないかと、起草委員会ではそこまでの論議で終わってるわけです。その点を、例えば私が起草委員会で申し上げたのは、今までの論議の経過というのは、角間砂防堰堤を現地調査した際にそこに水があるのになぜ使えないのかということで、前回、高橋幹事長の方から特区ということもあるよという話が出たわけです。ですから、そういう意味では、角間砂防堰堤を利用する、その可能性を検討することとか、その程度の話じゃないのかなっていうのは私の印象なんですけども。そこちょっとご議論をいただきたいということです。

#### 宮地委員長

いかがでしょう。そのへんどういふふうを考え、どうぞ藤原委員。

## 藤原委員

この現行法制度の下ではいろいろ困難なことがあるということですね、前に幹事長の高橋さんが、でも構造改革特区ということで長野県でもいろいろと認められてるんで、そういう方法もあるんじゃないかという話だったんですね。ですから、現在の法制度でもってできなくてもね、構造改革特区の申請をして認められればそれは可能になるんだというふうな受け取り方をしたわけですね。ですからそこで、現行法制度の改正なんていうこともこの検討委員会と言って、何か意味があるんでしょうか。ちょっと何か国の法律変えようっていう話をここで出してくるっていうのはどうなのかなというふうに思っています。

## 幹事（砂防課長）

砂防課長の堀内成郎でございます。

これまで事務局として何度かご説明をしまいましたが、どうも、まだ説明に対しての誤解があるようですので、もう少し詳しくというか、具体的に説明をして論点をはっきりしておきたいと思います。現行の法制度に問題がある、あるいは現行法制度で砂防堰堤からの水を取るのには法律違反だというような話はないわけですね。ですから、先ほど竹内委員がおっしゃったように、現行法制度のどこが問題だからこれを変えれば水を取れるというような話ではないわけなんです。もう少し具体的に申しますと、砂防堰堤を設置しても、あるいは砂防堰堤がそこにあってもなくても、それによってその川の流量調整を行うわけではない。したがって、河川法23条に基づき、いわゆる基準濁水流用の増大はない。増えもしないし減りもしないということですから、新たな水利権は発生しないということです。新たに水源ができたにもかかわらず、その水利権が取れないということでしたら、その法律なり制度なりを変えていただいたら水利権が設定できるわけですが、水利権を設定しようにも、その設定すべき流量が、新規流量が出ないということですから、法制度上どうこうという話ではないということです。むしろ、物理的に無いから制度にかかわらずできないということです。物理的にそこに水がある時にはどうかというと、黒沢堰堤のことを思い出していただければと思いますけども、黒沢ダム予定地の直上流にあった堰堤ですね。あの黒沢堰堤には水が今たまっておりまして、あそこは合流点ですから、構造上水がためやすい、たまっておられる状況になってるし、あそこは除石工事も可能でございます。そこにたまって水を、たまり水を下流で水利権を持ってる方が有効活用するというのは、今の法律でも今の制度上でも何ら問題なくできるわけですから、あそこは継続してそういうふうには活用できる。黒沢川でこういう指摘があるのはまだ理解できるのですが、角間の方を見ていただきますと、あそこは堆砂敷の形が違います。かなり堆砂敷がやせてるというか、峡谷部に沿って堆砂するという状況ですので、なかなか除石というのは難しいと思います。どういうことかと申しますと、砂防堰堤の働きとして、土砂を堆積させることによってその河床こう配を緩やかにして、その横からの山腹の崩壊を防ぐという目的も有しておりますので、除石を行うことが必ずしも砂防堰堤の事業目的にかなうとは限りません。除石をしたことによってポケットができて治水砂防上有効という場所については除石工事というのも行わなければならないんですけども、たまっての方が有効であると、何ていえばいいのか、坂道をこう、斜面のままだと勢い良く落ちてしまうけど、ここに階段をつけたらステップフロウ、ステップフロウで緩やかに下りてこれですね。そうすると、縦断的な浸食もなくなるわけです。そういう目的も有してるから、とにかくたまったのを取ればいいというものでもないんです。ですから、この場所はちょっと図面をお持ちして見ていただくとわかると思うんですけども、ここで角間砂防堰堤、あるいは貝鐘砂防堰堤で除石を行うことが必ずしも治水砂防上の事業目的にかなうとはちょっと思えない。そうしますと、取ることにしてもいかがかという議論が出てくるということです。また、そのへんを全部クリアしても、今度あそこまで道を造って、あるいはケーブルクレーンを造って除石をするというのはお金も掛かるし、工事としても非常に難しいし、自然環境への与える負荷も大きいということで、その問題も出てくるということで

す。いくつか問題点はあるわけなんですけども、法律を改正すれば解決する。あるいは現法の制度が問題だということではないということで、これは再三申し上げているのですが、そのあたりのことが誤解されてるのか、承知の上で書いておられるのか、現行法制度の改正っていうのは、まさに竹内委員おっしゃるとおり、じゃあどこをどう改正すればいいんですかということも、幹事としてではなく、事業課の課長としてもぜひお聞きしたいと思います。

宮地委員長

前に私も砂防堰堤、どこかいじったとしても流量調整を行うわけじゃないから、新たな水利権の取得はできない。これは前、伺ってますね、ここで。はい、確かに伺いました。要するに、今の話を伺ってますと、法律がどうこうというんじゃなくて、あそこから砂を取ることが、あの砂防ダムを造った目的に反するんだと、そういうふうに伺えますね。

幹事（砂防課長）

それも一つです。

宮地委員長

それに対してどうでしょう。前回の委員会では、とにかくあれを取れば何とか使えるんじゃないかという、

幹事（砂防課長）

委員長、もう一つ付け加えさせていただきますと、とはいっても、砂がたまるまで有効に使おうということで、実は放水バルブは設置したんです。

ところがそれがもう1シーズンで埋まってしまっていて使えなくなったということで、上流部からの土砂の流出も現実には激しいですし、横方向からの堆積もありますので、そういうような場所ですので、仮に、仮にですよ、仮にもしどういう方策かで土砂を取ったとしても、2年もつか、3年もつか、あるいは一晩でたまってしまうかというような場所ということでございます。

宮地委員長

まてよ、今のお話を伺いますとね、ちょっとここに書いた議論は少し崩れそうな気がしてきちゃったんです。今日は高田委員もおいでにならないし何なんですが。

松島（貞）委員

要するに、あれだけの砂防堰堤があるので、あそこに水をためてですね、その水を利用できるんじゃないかということが出発なんで、そういうふうに単純に表現してくれればいいというように思うんです。水道水源として角間砂防、後ろの方に何ページだったでしょうか、5ページの(3)に「利水ダムとしての活用の可能性」というのは、この前、前回どなたかの用途変更っていうことも言われておりましたが、そういうような意味合いだというように思っておるんですが、角間砂防堰堤を水道水源としての利用を検討することというだというように思います。そういうことでいいと思います。それについて困難なことがあるのは困難なことをクリアしてくれればいいだけのことであって、われわれ、できない説明を聞いているわけではないので、できる方法を考えてくれということを提言してるだけのことだと思います。

宮地委員長

話といたしましてね、要するに、角間の砂防堰堤を利水ダムとして活用と書いてありますが、この意味は私も先ほど申し上げましたように、別に水を取れるような施設として活用できんかと、これ趣旨は確かにそうでございますね。それを今の砂防課長がおっしゃったの

は、そのところが、本来のあそ砂防ダムの状況からしてなかなか実際に難しいというふうに言われたように私は解釈するんですが。それは今までのこの委員会の、今、松島委員が言われたような、水道水源としても活用、可能性と。単にそれだけでくれるのかどうか。そういうことを言われたように思うんですが。

松島（貞）委員

難しいとか、難しくないって話はこれからの課題であって、あれだけの砂防堰堤があるし、放水口まで付けてある砂防堰堤を水道水源として活用することってということなんです。提言は。

宮地委員長

そうです。はい。

幹事（砂防課長）

法律なり制度を改正すればクリアするという難しさじゃないということは理解していただきましたね。技術的な話で、ちょっと図面がなくて申し訳ないんですけども、最初申しました黒沢堰堤っていうのはこういう、この下に黒沢ダムが予定地の、これが黒沢砂防堰堤ですね。こういう構造のところは、ここに水をためることが比較的長期間可能だし、たまって除石することによってポケットを確保できるという砂防の目的も果たせますから、こういうところで除石をして、たまたまたまっている水を下流で使っていただくということは現行制度上でも可能だし、今現在行ってることなんです。ところが角間はもう少し、さっき、堆砂敷がやせてるって言いましたけど、こういうふうなたまり方をするわけなんです。

宮地委員長

緑のは貝鐘ですか。

幹事（砂防課長）

角間砂防堰堤です。

宮地委員長

角間ですか。はい。角間砂防堰堤ね。

幹事（砂防課長）

そうしますと、ここにたまった水を使おうとしてバルブは付けてたんですけども、もうできあがった次のシーズンに埋まってしまって、全然使えなくなっちゃったと。それぐらい土砂の流出が激しいということなんです。それで工夫をしるということですけども、これ工夫をして、かなり莫大なお金を掛けて除石の道路が何か造っても、黒沢とは全然違いますね。ここが崩れてくる、ここが崩れてくるという、横方向の浸食が非常に大きいところですので、相当のお金を掛けても難しいです。ですから、ここに書いておられますように、この環境面の負荷、あるいは財政的なことを考えても難しいということです。

松島（貞）委員

浸食のそんな大変なところでダム計画をしたっていうことはどういう整合性をとられるんですか。

幹事（砂防課長）

浸食が激しいから砂防堰堤を設置したわけです。

宮地委員長

そうじゃなくてね、今聞いたのは、

松島（貞）委員

貝鐘砂防ダムと角間堰堤の間に角間ダムを造るんだけど、

宮地委員長

そうそう、そのこと今松島委員はおっしゃってるんです。

松島（貞）委員

そういう浸食の激しいところにダム計画をしたっていうことと整合性はどういうふうに考えられるんですかね。

幹事（砂防課長）

それについては河川課の方に聞いていただければと思いますけど、縦方向の侵食あるいは流出の話は今しておりません。横方向の浸食が、あの場所の横方向の浸食を止めるために河床こう配を緩くしたということなんです。おわかりですか。

松島（貞）委員

理屈はわかるんですよ。話もわかるんですよ。だけど、あれだけの放水口まで付けた砂防堰堤を、それは土砂を排出するの大変だ、大変だって、大変だっていうことはわかっておるんですよ。だけど、それはお金掛かるっていうけど、どのくらいお金が掛かるかって算出したこともなくて、

幹事（砂防課長）

いや、算出されたのではないのですか。算出されたっていうふうに聞いてますけども。

松島（貞）委員

だからそれは上からちゃんと、だって角間へダムを造るとこだってそこまで道路を付けるっていう話で、じゃあ上から土砂を取る方法はどうなんだって、そういうような多角的にはまだ検討してない話なもので、

幹事（砂防課長）

私が申し上げてるのは、取ることによって治水上砂防の目的を果たせないというところでは許可はできませんよということなのですが、それを変えるということですか。

松島（貞）委員

だから、そのことがいいんですよ。そうそう。

幹事（砂防課長）

その図面をよくご覧になっていただいたらと思いますけども、これは難しいとか何とかという話じゃなくて、できないと思います。

松島（信）委員

それじゃ、続けて砂防課長さんね。横浸食が激しいとおっしゃいましたね、今。角間砂防堰堤の上流側は横浸食が激しいですよって確かおっしゃいましたでしょ。じゃあ聞きますよ。横浸食が激しいところが、なぜ地形的に峡谷を形成しているんですか。

幹事（砂防課長）

ちょっと言葉で言ってもあれですので、松島先生なら図面を見ていただいたらわかると思います。

松島（信）委員

図面じゃなくて、私はあそこを現地調査もしてそういうことをお聞きしておるんです。図面の問題じゃないですよ、これは。河川の河床とそして岩石とか、そういう総合的な問題で聞いておるんですよ。横浸食が激しいなんて、今、言われたけれども、あそこへ堆積しとる土砂は上流から来た土砂ですよ。横浸食で堆積した土砂じゃないですよ。

幹事（砂防課長）

浸食という言い方が学問上間違いということでしたら、崩壊でも土砂生産でも何でも結構です。山脚部からの。

松島（信）委員

それが、あの峡谷部より上流の崩壊ですよ。

幹事（砂防課長）

横方向の崩壊を防止するために山脚を固定すると申し上げたんです。

松島（信）委員

ええ。だから横方向の浸食なんか上流側に比べれば極めて少ないんですよ。それはもう数値にしても1対100くらい少ないですよ。大部分の土砂は上流から来てるんですよ。上流に現在だったって大きな崩壊があるでしょ。そして現在も砂防堰堤入れてるでしょ。そういう事実を知っておりながら、どうしてそんな言い方をするんですか。

幹事（砂防課長）

現在入れてるといふか、上の貝鐘堰堤の方がだいぶ先に入れたんですね。それでもまだ出てくるから下に入れたわけですね。

宮地委員長

そうそう、だから上からくるんでしょ。やっぱり。

松島（信）委員

そう。上からくるんですよ。

宮地委員長

上から来たから止めたんじゃないんですか。

松島（信）委員

そうです。

幹事（砂防課長）

そうですよ。

松島（信）委員

57、58の時に来たんです。

宮地委員長

それからもう一つ、やっぱり松島貞治委員がおっしゃったように、横から崩れるようなところへなんでダム造るんだと、ダム計画があったんだということですよ。

松島（信）委員

角間ダムがね。そのこととも。

宮地委員長

その二つについて、それをちょっと教えていただきたいですね。

幹事（砂防課長）

どっちの話ですか。砂防堰堤の話か角間ダムの話か。

宮地委員長

いや、両方です。両方ですよ。

松島（信）委員

そう。私たちは砂防課とか河川課の区別はどうでもいいです。県全体のバランスの上でちゃんとしたことをやってほしいんです。

幹事（砂防課長）

角間砂防堰堤のどこが問題っていうふうにおっしゃってるんですか。

松島（信）委員

だから角間砂防堰堤が、今、松島村長さん言われたようにですね、それだけの激しい土砂が堆積するようになるところになぜ砂防ダムが計画されたんですか。

幹事（砂防課長）

土砂が堆積するから砂防堰堤を計画したんです。

松島（信）委員

違う、角間ダムのことですよ。

宮地委員長

問題二つ分けましょう。角間の砂防堰堤のことについてね、一つははっきりさせた方がいいと思いますよ。砂防堰堤はとにかく土砂をためるためにあるんですね。それに今の話は、その砂を取ると横から崩れるのがあってひどくなりますよと、こうおっしゃったんですね。そうですね。

松島（信）委員

そうです。

宮地委員長

それで、実際にそれに対して、あそこへ落ちてる土砂は上からきたやつの方が多いですよというのは松島委員のご説明なんです。そのところは砂防課長と全く、全くと言っていいか、とにかく対立してるわけですよ。

幹事（砂防課長）

対立はしてません。上からも多いんですよ。上からも多いからあそこで止めたんです。それで私が今言ってるのは、あそこにたまってるやつを除石したら、今度は横が崩れますよというお話をしてるんです。あそこに上から、上流部からの流出が、あそこはもう何度も土砂災害が起きてますから、多いということは十分了解してます。上からの流出土砂との比は100対1ということはないと思うんですけども、それが何対何ということは全然問題じゃないと思うんですよ。私が今言ってるのは、あそこを除石したら横方向からの崩落、浸食でも崩落でも流出でもいいですけども、それが出ますよというお話をしてるんです。

松島（信）委員

それが逆ですよ。逆と言いますとですね、河床を砂防堰堤で上げるでしょ。ですから、上げただけ横浸食に対する横の岸の抵抗力は弱まるわけですよ。風化力が進んでるんですから弱まるわけですよ。

幹事（砂防課長）

先生、私そんな難しいこと言ってるわけじゃないんですよ。ここたまってる砂のね、この砂を取ったらこれがまた落ちてきて、取っても取っても落ちてきますよという単純なお話をしてるんです。

松島（信）委員

そうじゃなくて、これが河床が上がってるから、横浸食を受ける岩盤の風化程度が弱くなってる所へ水があたるわけですよ。ですから、もとの地形の方が横浸食に対しては強いんですよ。だから根本的に私と課長さんの見解は違うことは確かです。

幹事（砂防課長）

恐らく全く違うと思いますけども、私が今、今ここで議論をしていただきたいのは、底にたまってるのを除石してもすぐたまりますよというお話に対して、どうお考えですかということですよ。

松島（信）委員

だから、そのことはこの前の委員会では、貝鐘砂防堰堤を計画どおりに砂礫の撤去をしましょうということはこの前の委員会に出てましたね。

幹事（砂防課長）

貝鐘砂防堰堤は上流からのものです。上流からの話は今、それはもう見解の相違ということですので議論しませんが、下の土砂を取ったら上から落ちてきますよというお話をしてるんです。

松島（信）委員

上ってというのは斜面が崩れてくるよってということですね。

幹事（砂防課長）

そこです。今、手を押さえられたその場所です。

松島（信）委員

そのことは、今、課長さん言ってることは一般論であって、ここには一般論はあてはまりませんよって言っておるんです。それはね、下側の岸壁がですね、上側の岩盤と風化の程度が同じだったら構わないですよ。今、課長さんの言われたことはいいと思いますよ。でもここはそうじゃないんですから。こういう峡谷地形が既にできてる所なんですから、堅い

岩盤からできておったんですよ。

幹事（砂防課長）

委員の先生の意見ですから、それはそういうふうに答申していただいたら結構だと思うんですけども、じゃあ先生は何億円か掛けてそこの排出道路を造ってそこの土砂を除石したら、それがしばらくもつと、ポケットが開いたままもつというふうにお考えということですね。

松島（信）委員

そういうことです。

幹事（砂防課長）

わかりました。

宮地委員長

前回の委員会での委員の意見はそう、どうぞ藤原委員。

藤原委員

角間砂防ダムを利用した場合の試算についてっていう中にですね、土砂搬出をした場合、のり面保護を含むっていうのが備考欄にあるんですね。っていうのは、今、砂防課長が横からの土砂が崩れてくるっていうんですけど、のり面保護をすればそれは防げるということにはなんないんですか。この試算の場合にはのり面保護も含むというかたちで計算されてますか。

幹事（砂防課長）

どれぐらい現場をご覧になった上で言ってるかわからないですけども、のり面保護をすればそこののり面が崩れるのは止まります。けども、要するに費用対効果の話でしょ。あるいはそこの自然に与える負荷をどうするか、環境をどう保全するかということも含めてのお話だと思いますので、私はちょっと無茶な話じゃないかなという印象を持ってご意見を申し上げます。

藤原委員

これは土砂搬出ということで12億4千万っていうのがありますが、のり面保護を含むっていうのはその中に入ってるんですか。この試算は幹事会、

宮地委員長

河川課じゃないでしょうか。

藤原委員

河川課でやったんですか。

宮地委員長

じゃないでしょうかね。中野ですか。中野建設事務所の方でやっていただいた。

藤原委員

だから、これにはのり面保護を含むって書いてあるので。

宮地委員長

こちらの方はとにかくのり面保護をやること当然考えておいでなんですね。ただし、それではもたんよと砂防課長は言っておられるんだと私は思います。要するにね、問題は私も素人だからよくわからないのですが、角間の砂防ダムを造る前にですね、横から出てくるのは多かったのか少なかったか、上から流れてくるのに比べてね。実際どうだったですか。もともと、松島信幸委員が言ってるのは、あそこに渓谷があったと、こうおっしゃってるんですね。だから、そこは横の方は大丈夫だけど、上の方から流れてくるやつを止めるために砂防ダム造ったんだ。こういうご見解なんです。それに対して、今の砂防課長がおっしゃっているのは、いや、それじゃなくて、もうそっちよりも横から出てくるやつに耐えられませんかよと、こういうことを言っておられるように思うんです。そのところが対立するわけですね。

幹事（砂防課長）

私は絶対出てくるとか、全然出ませんとか、そういう想像で無責任な議論をするつもりではありません。それで、角間砂防堰堤を造る時にも、利水するのはおかしいとか、けしからんとか、水を使わせないとか、そんな話は一切していない。われわれも使っていたかどうかということで排水バルブまで造ったんですよ。けども、それがもう1年たたないうちに埋まってしまったと。ほとんど数カ月も使えなかったという経験があるもんですから、それでここは難しいですよという経験をお話をさせていただけるだけで。

宮地委員長

だから、それは横から出たやつで埋まったんですか、本当に。砂防堰堤造った時は何にも埋まってませんよね。少なくともね、一番始めは。それで始めは水たまってますよね。それが1シーズンに埋まったとおっしゃいましたね。その埋まったのは、

幹事（砂防課長）

横と縦の比率が100対1かどうか、それはよくわかりませんが、横からも縦からも出てきてると思うんです。ちなみに、貝鐘堰堤もその時はもう既にできておりました。

宮地委員長

それはそうです。貝鐘堰堤があって、なおかつ埋まったんですね。そうですね。そうだと思います。だからそれが1シーズンでまた埋まっちゃった。横から出る、つまりさっき一つおっしゃった。あそこへ砂を取って水をためるといっても、それは許可できませんとおっしゃったですね。それようわからんのですが、駄目だよと言ってるのか、

幹事（砂防課長）

許可できませんとは言ってません。

宮地委員長

いや、さっきおっしゃったですよ。はっきりそういう言い方をなされた。

幹事（砂防課長）

許可できないというのは、取ることによってその斜面が不安定になる、あるいは治水上砂防に悪影響を及ぼすという行為は指定地内行為として許可できないということなんです。ですから、これは例えば松島先生がしっかり現地を見ていただいて、いや、これは絶対大丈夫だと。あの山脚を取ったって絶対上から崩れてこないというような、専門家の先生の見解が出たら、じゃあ許可しますということになります。水をためるためない、そのたまった水を使う使わないについては、許可しないとかするとかという話は全くございません。むしろ、たまっているものは使っていたかどうかということでこれまでもやってきましたし、県下でも40カ所ぐらいそういう事例があります。

宮地委員長

はい、水を使うことについては問題がないというのは、もう前回からおっしゃっておられます、はっきりね。それはおっしゃっておられる。ただ今の話ですとね、要するに、私は率直に言ってよくわからんのは、前回の委員会で試算をしてもらったわけですよ、お金を。その時には、そこからケーブルで運び出すということで、砂を取るということで試算してもらった。その時にはそいつはいかんと言わなかったんだけど、今度、砂防課長さんが言われるのは、要するにそれを許可するのは砂防課だからですか。話は。

幹事（砂防課長）

土砂を取るとしたら、その費用は12億円掛かりますという試算をしたというふうに聞いてますけど。

宮地委員長

もちろんそうです。それで、だからそれを砂を取るということを許可するのは砂防課だから、今、砂防課長は頑張っておられるわけですか。

幹事（砂防課長）

いや、頑張っていないですよ。

松島（貞）委員

許可は誰がされるんですか。砂防ダムから土砂を取る許可は誰がするんですか、長野県の。

幹事（砂防課長）

指定地内行為ですから、県知事です。

松島（貞）委員

課長じゃないですよ。

宮地委員長

県知事です。

幹事（砂防課長）

実質判断するのは事務委任されてますので砂防課なり土木部ですけども、許可権者は県ですから、県知事にかわって許可をするということかと思えます。

宮地委員長

そうですね。だから、その時に例えば砂防課の方がここは危ないよという意見はあるのかもわからないんですけどね。

幹事（砂防課長）

もちろんそれに対して松島先生なんか、いや大丈夫だよと言っていただいたら、また委員会を作ってですね、これ取ってもいいということになったら、除石工という工事自体は認められてる工種ですから。

松島（貞）委員

じゃあちょっと確認、ちょっとはっきりしてくださいよ。許可は県知事だけど砂防課長じゃないってことだけはっきりしてくださいよ。

幹事（砂防課長）

そんなことは自明のことです。

宮地委員長

いや、率直に申しましてね、そういう、

松島（貞）委員

そこれで私どもも言っておるのは、さっき言った、砂防課長言ったように難しいと言ってくれればいいんですよ。砂防課長の判断では難しいと思うっていう話は。だからそのことをできないっていう技術的な話は違いますけど。

幹事（砂防課長）

取ることは技術的に可能だけでも、取ってもすぐ埋まるから私はあんまり現実的じゃないんじゃないかなという、これは率直な感想として、

松島（貞）委員

そういう課長の見解を述べていただければ、それだけでいいことなんです。

宮地委員長

さっき許可できませんとおっしゃったので私はちょっとビビッときたんですが。率直に申しまして、中野建設事務所さんだって試算する時ね、ただ金いくらになるかって勘定しただけじゃないと私は思うんですけどね。そういうことは一つの案として、こここのところは、確かに角間砂防堰堤がそういうように砂を取って有効に使えるかどうか、ここはまだはっきりしない面がたぶん私はあると思います。けれども、そのところではかなり委員会と砂防課長との意見は対立した。これは明らかですね、今のところ。

幹事（砂防課長）

委員長、私は対立じゃなくて、委員会のこれの部分について言ったのは、現行法制度の改正も視野に入れながらということなら、法制度のどこを改正したらどういうふうになるんですかと、逆にお聞きしたいと言っただけで、対立ではなく、今、現状を説明させていただきただけです。

宮地委員長

いや、そうじゃないんです。竹内委員ははっきりとですね、現行法制度のどこに問題があるのか、対立するかということをお聞きしておられるんですよ。それに対して、法制度じゃなくて、横から崩れるから、これは実際に取れませんかとおっしゃったんですよ。

幹事（砂防課長）

物理的に見ても経済的に見てもおかしいと。

宮地委員長

そうですね。

幹事（砂防課長）

法を改正したり制度を改正しても解決できない問題がありますという話です。

宮地委員長

いや、制度の改正とは関係ない話ですよ、これは。

幹事（砂防課長）  
そうです。

宮地委員長  
そうだとおっしゃってるんですね。はい。話はだいぶ透明に、どうぞ高橋委員。

高橋委員

砂防課長さんの言うことは、皆さんもよくわかってるんですよ。確かに、この文章ちょっとおかしいと思うんですが、「角間砂防堰堤を利用することに関する現行法制度」というのはちょっと今言ってるようにはないんでね、これはわれわれ十分知ってるんですよ。そんなことは説明なんかしてくれなくても。ですから、私どもはこの文章は別ですよ。制度的には水は取れるっていうことも教えていただいておりますし、ただ、今困ってることは、水利権の問題が砂防ダムから取った時に、水利権の問題は解決できないということもようやくわかってきておるわけです。しかし、そうはいつでも何とかありませんかって今悩んでるわけですから、私どもも砂防ダムのあそこで水を取らなくたっていいんじゃないかと、ここへためた水をあのバルブを使えば使って、下流で取ったらどうでしょうかっていうところまでもう進んでるわけですよ、委員の中でも。それじゃあお金も掛からんで済むんじゃないでしょうかっていうところまでいってるわけですから、ただ、今言われた、砂防ダムだから土砂取ることは許可しませんよっていうのが、ここちょっと大きな問題、今までにない大きな問題になってきていることは事実です。

宮地委員長  
そう言われたらそうだと思いますよ、私は。重要な問題。

高橋委員

そうしますと、今の論法でいきますと、砂防ダム案っていうのは駄目ですよということになるわけですよ。

宮地委員長  
そうです。

高橋委員  
取ること自体が違法ということになります。

宮地委員長  
そうです。違法というより許可できませんって言ってるんですからね。

高橋委員

許可できないということになりますと、これはこの代替案から外さざるを得ないだろうと。こういう大きな問題になるわけですよ。

制度の問題じゃないんですよ。みんな知ってますよ、もう。砂防ダムから水を取ることはできないってことも知ってるんですけども、そこで今出てます浚渫の話ですけども、どうしても重機を入れなくても浚渫船で粒子のこまいものは上げられる方法だってあるわけですけども、そのへんは現実の問題として砂防ダムで、じゃなくてもいいんですが、浚渫で浚渫船を使ってやってるっていうようなところありましたら教えてください。砂防課長にお聞きしたいんですが。

幹事（砂防課長）

砂防堰堤では私の知る限り、そういう事例はございません。

高橋委員

ということは、砂防ダムで浚渫はありませんよってということでいいのでしょうか。

幹事（砂防課長）

可能性としてはできると思いますけれども、現状というか、これまでの事例がないということでございます。

高橋委員

はい。

松島（信）委員

あのダムの砂礫の状況だと、浚渫船の方法は無理だと思います。

宮地委員長

だから、この委員会での議論はやっぱりケーブルによる排出だったですね。あそこはね。

松島（信）委員

案として出された案は、

宮地委員長

話は。

松島（信）委員

ええ。

宮地委員長

話が出てるのはそれは駄目だろうかという。それで試算をしてもらったんですね。

松島（信）委員

委員会の時はもう一つ上流からの浚渫も検討してほしいという意見もあった。そしたら、建設事務所の方から、それはちょっと無理ですから、

宮地委員長

そうです。上流から入れませんということでしたね。

松島（信）委員

という話があったんですけども。

宮地委員長

そうです。それははっきりしてる。

松島（信）委員

私自身はそれもやや疑問に思っております。

宮地委員長  
いや、本当。

松島（信）委員  
上流からだってできんわけではないと思いますけれども。

高橋委員  
私は上流からは取れると思います。

宮地委員長  
中へ入らなくても、貝鐘の上の方からやるっていうことですか。

松島（信）委員  
そうです。

宮地委員長  
たぶんそうですね。

高橋委員  
私はそうです。

宮地委員長  
ダム越しに。だから、ちょっとね、今の話で、やっぱり砂防課長さんは法律の問題じゃなくて、やっぱり実際の土地の問題としてあそこを浚渫してやるのは技術上、賛成できんと、こうおっしゃってるように私は思いました。

幹事（砂防課長）  
私どもですね、先ほど松島先生がおっしゃったように、砂防課・河川課という話じゃなくて、できるだけ現行の予算制度上で有効活用してもらおうということで精いっぱいこれまで水も使っていただいてましたし、制度をなるべく地元を使っていただくように解釈してきたつもりですけど、それは制度上の問題だ、法律の問題だと言われるんでしたら、どこが問題かなという疑問があるということでございます。

宮地委員長  
問題を分けてみましょう。実はね、ここに「現行法制度の改正も視野に入れながら」なんて書きましたんで、そのへんは実は部会長代理もこのところは一体本当にそうなのかと聞いて聞いているわけです。だから、そのへんをちょっと確かめてみたいんですがね。現行法制度の法律上の話で砂防ダムから水を取るということは、法律上問題があるかどうか。法律上ですよ。技術の問題、実地じゃなくて。それはやっぱりもう一遍聞いてみた方がよろしいんですね、竹内委員。

高橋委員  
それはいいですよ。

宮地委員長  
もうないということで確信してよろしゅうございますか。

高橋委員

それはないというのはいきりした方がいいんじゃないですか。

宮地委員長

そうすると、どうぞ。

竹内委員

そうするとですね、特区の話もないんですね。ですから、2ページの(3)は「水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関してその可能性を検討すること」で私はいいんじゃないかなって思うんですけどね。

宮地委員長

そう、そう。われわれはね。われわれのとどのつまりはそういうことになりますね。「可能性を検討して」で。

竹内委員

それで全体の字句修正をすれば。

宮地委員長

そうです。そうすると今度はこっち側とかみ合うわけだ、議論は。そうですね。

高橋委員

それでいいんじゃないですか。

宮地委員長

そのへんどうですか。実はこれ、構造改革特区という話も幹事長からも出ました。しかしそんなことはあんまり考えんでもいいことだっていうことですかね。それよりも実際問題の方が大きいっていうことか。法律上問題なければ。そうするとちょっと議論をかみ合わせますために、今の2ページの(3)のところは、「水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関して、その可能性を検討すること」という、縮めて言えばそういうことになりますね。

高橋委員

それでいいんじゃないですか。

宮地委員長

もう少し修飾語を入れるかどうかとして。これは委員会としてはぜひ考えてほしい。

松島(信)委員

いいと思います。

宮地委員長

その点はよろしゅうございますか。

高橋委員

それでいいんじゃないですか。

宮地委員長

はい。そのところはとにかく一応そうやってちょっとフィックスしましょう。ただし、これ石坂委員がおったら何とおっしゃるかよくわかりませんが、この委員会では、現在ののと

ころでそういうことにしていきましょう。要するに話としては、角間砂防堰堤は水道水源としてぜひ使いたいんだと。こういうことが委員会の趣旨である。これはご理解をいただきたい。そうするともう1カ所、先ほどの5ページですか。

松島（信）委員  
ええ、その次の、

高橋委員  
いや、いや、（４）の問題。

松島（信）委員  
（４）の問題へいくんです。

宮地委員長  
（４）にいけますか。

高橋委員  
いいですか。

宮地委員長  
ちょっと待って。その同じ関係してるのはね、5ページの（３）最後の。「角間砂防堰堤の利水ダムとして」、利水ダムと書いてありますが、「水道水源としての活用の可能性を検討する」、ここも同じようになってよろしいわけですね。

竹内委員  
そうですね。

宮地委員長  
5ページの（３）です。どうぞ、竹内委員。

竹内委員  
ええ、その「現行法制度の改正も視野に入れながら」を削って、その後に「水道水源としての活用の可能性を」、はい。

宮地委員長  
「水道水源としての活用の可能性を検討する」。

竹内委員  
はい。

宮地委員長  
これであるわけですね。

高橋委員  
いえ、私は、2ページの4番は、確かに先ほど疑問が出てるようにですね、本当は「適正な不特定容量」と、こう言ってるんだから、利水専門ダムのことなんですよ。適正な容量を持ってと言ってるんでね。だけれども、わからないから、新たな利水ダムと、というようなことにすればね。

宮地委員長

はい。高橋委員ね、この(4)の話は、今のこの答申書の中で書いてある2ページの利水ダムというものは、さっき松島委員がおっしゃったように、これは砂防堰堤の利用じゃなくて、新しいダムを造ることですねとおっしゃった。そうですね。そのことと関連した高橋委員のご意見だと思います。

高橋委員

もうどっちだかわかんないって、こう言ってるわけですからね。

松島(信)委員

そう。それをはっきりとしといた方が、

高橋委員

はっきりしなきゃいけないって言ってるんですよ。

松島(信)委員

いけないよって言ってるんです。

高橋委員

だから新たな利水ダムというようにしないと、はっきりしないってことです。

宮地委員長

すいません。私だけしゃべって。竹内委員からちょっとご説明ください。そのへんは起草委員会では申し上げてるつもりなんです。

竹内委員

その前にちょっと先ほどの字句修正の関係だけ他に関連するところありますんで、法律の関係ですね。ご検討いただきたいのは5ページの真ん中へんの、先ほど角間砂防ダムを堰堤に直すというふうに言ったところの後、「の利水による水道水の確保は、現行法制度下は新たな水利権が得られない」、これちょっとニュアンス違うと思うんですけども、そのことが一つと、それから「しかし...」、その下の方の「しかしながら資源の有効活用や環境面などを考え、構造改革特区制度の活用などにより」というところは、当然「構造改革制度の活用などにより」は取るっていうことですね。「環境面などを考え課題を乗り越え」ですか、その上の「現行法制度」はちょっとご検討いただきたいとこです。

宮地委員長

「などを考え、課題を乗り越えた新たな方策の可能性を検討すべきである」、はい、はい。ただ今のは、先ほどの砂防堰堤の利用についての関連した部分。

竹内委員

そうです。

宮地委員長

のご修正だと思います。それで高橋委員がおっしゃった、2ページの4のところの利水ダムはどういう性格かということですね。この点はちょっとはっきりさせた方がよろしい。それで竹内さんから、ひとつご説明をしていただく。

竹内委員

その前にいまもう一つ、「ダムの利用による水道水の確保は」っていうところ。今、訂正・削除いただいた上の「現行法制度下では、新たな水利権が得られないこと」っていうのは、じゃあこれはよろしいですね。これは水利権が現行制度下でっていうことで、いいですかね。

宮地委員長

これはいいんでしょう。これは前から言ってますよね。水利権得られないんだ、そうですね。はい。これは前から言ってる、現行法制でいいんじゃないですか。

竹内委員

確認だけです、はい。

幹事（砂防課長）

これでもいいんですが、こういうふうに書くと、じゃあ現行法制度を変えれば水利権が得られるのかという誤解が出てこないでしょうかということも、先ほどちょっとご意見申し上げたんですけど。

竹内委員

そういうことなのね。

宮地委員長

法制のことじゃ、でも流量調整を行わないからってさっきおっしゃたですね。そのことです。だから、それ流量増えるわけじゃないから、やっぱり広い意味でいえば制度じゃないんですか。いかがですか。そうするとここは法制度という言い方をするよりは、例えば流量調整が行われるわけじゃないからと言えば、課長の言ってることになりますな。

幹事（砂防課長）

はい、それでも良いかと。

宮地委員長

このところはぼくはいいと思うんだけど。

幹事（砂防課長）

恐らくこう書くと、じゃあこの現行の法制度を変えればいいじゃないかというような議論になりはしないかと。それが先ほどの誤解の出発点のような気が私はしたもんですから。

宮地委員長

いや、それはあったかもしれないけど、今はどうですか。はっきりしたんじゃないですか。

松島（信）委員

新たな水利権へもう飛んじゃっていいんじゃないですか。その下の。だから「現行法制度では」っていうのは削除して、「確保は新たな水利権は得られないこと」って飛んでもいいんじゃないかってことなんですけど。

宮地委員長

取っちゃっても関係ないっていうわけ。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

「水道水の確保は新たな水利権が得られないこと」。要するに「現行法制度のもとでは」と書いてあったら、さっき課長言われるように、それを改正すれば得られるんじゃないかという誤解を与えると。われわれは今はそう考えてないわけですよ、これはね。むしろ角間の問題は、砂防ダムの問題は、他の問題が特にあるということは今はっきりしたように思っているんですが。だから、そのへんはあんまりこだわらないような気がするんですが。やっぱり取った方がよろしゅうございますか、これ。どうです。松島委員、竹内さんどうです。

竹内委員

法律というよりも、

宮地委員長

ここらへんは書いてあっても。

竹内委員

法律っていうよりも、現状はっていうことでしょうかね、これ。どっちかというニュアンスはね。現状は、現状ではっていうことじゃないですかね、雰囲気は。雰囲気じゃ言っちゃいけないけど。

松島（信）委員

現状では。

宮地委員長

「利用による水道水の確保は」、

竹内委員

現行法っていうと、先ほどの河川法23条っていう話になりますね。

宮地委員長

得られるわけではないっていうことですか、得られないっていうより。砂防ダムを利用して水を確保したとしても水利権が得られるわけじゃないと。

幹事（砂防課長）

厳密に法律上の話をしますと、あるものに対してその権利を取得するとか取得しないとか、許可するとかしないとかっていう、水利権が付加されるべき水がないわけですね。出てこないわけですよ。

宮地委員長

そうですね。

幹事（砂防課）

だから、ちょっと不適切な表現かなと。むしろ松島先生おっしゃるように取った方がいいかなという気はしますけど。

宮地委員長

ああ、そうですね。だから、そうだな。ちょっとそのどこ、何にも書いてるとわからん。

「流量調整が行われるわけではないので」とか、そういう言い方ならばどうなんですか。

宮地委員長

何にもないとね、確保は水利権が得られないって言うてるから。こうこう、こういうわけで水利権が得られない。そういう言い方なら皆さん納得できるように思うんです。どうでしょう。ちょっと持ってまわっちゃったんですが、現行、それはなぜ得られないかっていうことをちょっと言った方が素人にはわかりがいいような気がいたしますんですが、どんなものでしょう。

松島（信）委員

いいと思います。もう一回言ってみてください。

宮地委員長

いや、私が申し上げたのは、さっき課長が言った言葉を使ったんですが、「流量調整が行われるわけではないので」と。「行われないので」と。「流量調整を行わないので」か。これは別に異論がある議論ではないと私は思いますが。ただ、それで限っていいかどうか。「流量調整を行わないので」でいいね。一応そういう、「現行法制度のもとで」という言葉をちょっと替えまして、「流量調整を行わないので、新たな水利権が得られないこと」、どうでしょう。ちょっと私しゃべりすぎてますから、少し黙ります。

竹内委員

結構です。

宮地委員長

そうすると、竹内委員、どうでしょう。要するに現行法制度の改革とか、法制度のもとでは困難があるとか、そういうことは抜けちゃうわけですが、それでも一応の案としていいですかね。ちょっとどうぞ。

竹内委員

事実経過がそういうことで、今までの論議を踏まえてこれは作ってありますので、今日の論議を踏まえてそういうことであれば、それはいいと思いますけど。今までの論議のあれですから。

宮地委員長

ただ、くだいようですが、そうすると3の「可能性を検討すること」っていったところに、さっきの激論のまだ種は残ってるということでございますね。話としてはそうですね。それはやっぱり理解しておいた方がいい。そうしますと、もう一つ次の問題として、「適正な不特定容量を持つ利水ダムを考慮すること」、これが何を意味するかということですよ。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

それは高橋委員も松島さんもおっしゃった。そのへんはやっぱりちょっとはっきりしておいた方がいい。

松島（信）委員

ええ、だから端的に言うと、角間ダムは中止、けれども角間利水ダムはやると、そういう

ように、

宮地委員長  
の可能性も考えると。

松島（信）委員  
ええ、そういうことになりますね。

宮地委員長  
論理としてはそうなってるわけですね、話。それは実は今までの委員会ではそれほど声高には議論されなかったことですよね。

松島（信）委員  
はい。

宮地委員長  
それはそうだと思います。だからそのへんについては、やっぱりちょっとご意見をうけたまわらんといかんと思います。

松島（信）委員  
そういうことだということの決定は、今日は無理でないでしょうかね。

宮地委員長  
いや、いや。造れということではなくてね。

松島（信）委員  
ええ。

宮地委員長  
ここに一つ新しい提案が出てる。それははっきりしておいた方がいいと私は思うんです。

松島（信）委員  
はい。いずれにしても、ワーキングの中の大熊・高田両委員がいないところで、そこまで踏み込んだらとえらいかなと思います。

宮地委員長  
だってあれ高水のワーキングですよ。あれは。

松島（信）委員  
ええ、高水。

宮地委員長  
高水のワーキングとは関係ないでしょ。あれは。

松岡委員  
これは利水のダム。

松島（信）委員

利水ダムだから、高水のワーキンググループと関係ないと言って、いいでしょうかという疑問は持ちますってことです。

宮地委員長

いや問題はね、そういう高水の話ばかりじゃなくて、要するに、新しい提案。利水ダムというもの、利水専用ダムですよね。利水専用ダムの可能性も考えたらということは、確かに皆さんおった方がいいんですが、新しい提案だということ認識して、それをここへ書き込むかどうか。これがこれからの議論だと私は思います。

松島（信）委員

ええ、そういうことです。

宮地委員長

そうですね、はい。そのところがやっぱり一番ポイントになると思います。どうぞ。

松島（貞）委員

高橋委員が言われたのは、こうすれば水利権の問題が解決できるっていうことを言われたんですよね。

宮地委員長

これはそうだ。

松島（貞）委員

したがって、水利権をどう調整するのかっていう話になるというように思うんで、3の角間砂防堰堤の話と関連させながら、水利権の調整をまた5と、3・4・5をセットにしたような話でまとめてもいいのではないかという気もしますが。私は利水ダムっていう言い方が悪ければ利水的とか、そういうような言い方で入れてもいいのかなという意見は持っていますが、もし統合するならば、水利権という問題で3・4・5、3と4をセットで考えていったらどうなんだろう。先ほどから言ってる話にちょっと戻るんだけど、砂防堰堤は水利権ができないんだけど、水利権も持てるような考え方をしていく、してけっていうような提言でどうなんだろう。

竹内委員

よろしいですか。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

これ起草委員会でも論議したんですけども、一つは順番を付けましょうと。順番というのは、まず井戸の調査を広域的に行う。要するに山ノ内・中野をセットで、要するにどこかないかということはやると。それでもなおかつ足りない場合はどうするのかという時に、2番目として、始めからこれはきっと並行してあるんでしょうけども、角間砂防堰堤は利用できないかと。それでなおかつそれで足りなかった場合どうするのかというところの部分で、いわゆる利水ダムという、一応順番を付けましょうと。こういう一応論議はしたんです。ですから、書き方がそういうように一応書いてあるってということなんです。一応、そんな組み立てだということなんです。

高橋委員

あと問題が一つあることは、検討委員会で利水専用ダムという話が出ていないと。検討の中になかったということはまず一つあるんじゃないでしょうかね。

宮地委員長

はい、今まではなかった。

高橋委員

なかったことですね。それが起草委員の中からそういうものが出たということ。

竹内委員

前回の検討委員会です、私の方からも申し上げます。それから石坂委員からもその意見は出てます。ですから、起草委員会でいきなり出たということではなくて、検討委員会では論議の経過があるということです。前回、私もご説明してます。

高橋委員

私はそれでいいんですけども、この問題は何が一番問題かということ、やっぱり水利権の問題だろうと私は思っております。非常に複雑になっているということから、今も松島委員が述べたように、3から5までの問題を解決するには、利水ダムっていうのもね、一つの選択肢としていいだろうという気は実はあるんですけどね、何を問題だかっていったら、やっぱり水利権の問題を解決、最善の方法だろうと。それであるならば利水ダムもやむを得ないなというようには思っております。

宮地委員長

確かに午前中の起草委員会でも議論したんですが、この利水ダムという話は言葉としては前回出てはいる。けどもそれほど突っ込んだ議論はしてないわけです。それで繰り返になります。竹内委員がおっしゃったように、やっぱり今までの委員会の議論は井戸をまず優先的に考える。もう一つ出てきたのが砂防ダムの利用だと。これまでがはっきりした議論としてあった。それでもいかなん時には、こういう手もあるからと、こういうふうなことでニュアンスは入れるなら入れるよりしょうがないだろうと。ただそれを、実は今までそういう議論がしっかり行われなかったけども、この委員会で議論していただくこと。だから、議論が出ることを承知で思索を書いている、そういう意味があります。それはひとつ皆さま方、ご理解をいただきたいと思います。だから、ここはもううんと突っ込んでいただいていい。高橋委員からご指摘になったように、この利水ダムっていうのは、やっぱり水利権の問題がほしいから言ってる。だからそういう意味では、ここの2ページの5のところの話と一緒にするのも妥当だと、こうおっしゃってるようですね。そのへんは考え方がある。ただその前に、やっぱり利水ダムもやむをえん、最後はやむをえんかなということも書くか、書かないか、という点にあるように思うんですけどもね。

松島(信)委員

その前にちょっと、この前の委員会の時に、利水ダムっていうのがそんなにはっきりしていませんでした。新たなダム計画っていう意味で出した人もあったかもしれませんが、でも、私自身はそうじゃなくて、この5ページの(3)にあるような、「角間砂防堰堤を利水ダムとして活用の可能性を検討する」と書いてありますね。これはさっき用途変更のことだよと、こう言ったんですね。これに私は理解しておったんですよ。だから、そういう私の理解もありますので、他の委員もそれぞれ竹内さんの言われたことと、実体がそれぞれに正確に伝わっていないわけですよ。そのへんのところを、議論をしないと。その議論のためには大熊さんだとか高田さんとか、今日来ていない人の意見も聞かないと、ここの場ではちょっとえらい

んじゃないかなというふうに私はさっきから思ってるっていうことです。

宮地委員長

私はこの話は今日は決まらないだろうと思ってるんですよ、まだ。

松島（信）委員

それは決まらんですね。

宮地委員長

ただね、少なくともおる方の意見は出しておいてもらった方がいい。

松島（信）委員

はい、そうですね。

宮地委員長

という意味です。

松島（信）委員

はい。わかりました。

宮地委員長

ですから、ぜひご発言をいただきたいわけです。今、急に、確かにここはね、この利水ダムっていうのは一つの提案になってるんですよ。新しい提案だと私は思います。だからそれが、それについてのご意見をやっぱり伺った方がいい。それまだ、おいでにならん方がおられますから、ちょっと今日は決まらないかもしれませんが、おられる方はやっぱり意見を出しいただきたいと。どうぞ。

藤原委員

はい。駒沢の場合もね、治水上の問題はあまりないんだけどということで、利水ダムをという話になった時に、利水ダムでは地元負担が大きすぎるので、そういう議論はしないでほしいという地元の意向がありまして、それで利水ダムという話をやめたわけですよ。今までも、大体、利水のためのダムっていうのはね、多目的ダムにした理由っていうのは負担の問題なんじゃないかなと思うんですよ。駒沢なんかの場合もあれが治水上の理由よりは、むしろ利水上の問題かなと思って、それを多目的にすることによって地元の負担を少なくするという事だったと思うんですね。ですから今度の場合も、これで利水ダムって話が出てくると地元の方ではとてもじゃないけども、そんなに今のダムよりも規模を小さくしたって掛かる予算というのは大幅に減るとは思えないでしょ。そうすると、それがほとんど地元には掛かってくるってなると、利水ダムということを受け入れる余裕なんかは地元にはないんじゃないですか。

竹内委員

前回申し上げたんですが、いずれにしてもダム造った場合の角間ダムの県の持ち出し分というものの枠の中で考えるべきだと。これは他にですから事業費がですね、今までの試算では他に比較して、どちらかといえばダムによらない方法が持ち出しが多いと、ダムによる時よりもですね、これが全体的なこの山ノ内、あるいは中野においても、この流域についてはそういう悩みを抱えてるということだと思えます。例えば、郷土の場合も利水ダムについて試算をしたんですけども、大幅にお金掛かるということで、最終的に結果として試算したのは、県が補助すればそれである程度レベル下がっていきけるっていうことと、いろんな組み

合わせの可能性があるということなんですけども、この場合には、もし仮に井戸水が調査した結果、確保できればいいんですけれども駄目な場合、あるいは砂防の活用が難しいというふうになったような場合、あるいは使っても足りないというような場合、じゃあどうするのかという、需要が課題ではないかというような意見もあって、その見直し、あるいは新たな需要拡大というような問題起きた時に、どうしても水がほしいんだと言われた時にどうすんのかっていうことは残るだろうと私は思いました。したがって、いろいろと試算した結果が、利水ダムというものの試算で、その58億6千万がダムを造った場合には県が一般財源から持ち出す金額になってるわけなんですけれども、ただ、そこから治水分の3億円を引いても55億6千万というものをどう活用するかというふうにやると、ダム造った場合よりも、いわゆる町や市の持ち出しは減るだろうと、こういう試算を私たちにしたわけです。それと同時に、多目的ダムをそれなら造ればいいじゃないかっていう論議もあるかもしれないんですけども、それはトータル事業費が236億1千万というもので、治水分については3億で済むものを、あえて多目的にして236億円掛けるのかという、やっぱり費用対効果という面でいけば利水の方がやはりより安い値段でいけるんじゃないかと、こういう全体的な比較もできるんじゃないかということなんですけど。ですから、そこであえて多目的ダムを造れていうところをここで主張してみても無理があるかなと。したがって、やっぱり現実的な解決方法って何かといえ、井戸水を調査して確保できるものは確保する。そういう中でもう少し使えるのであれば使う。その残るものってね、もし足りないっていえば量も限られてくるわけですね。そういう中で適正な規模というものを、いわゆる不特定容量を確保した上で水利権を調整しながらやってくというのが一番、将来にとって見れば現実的な、中野市や山ノ内に対して迷惑掛けない一つの方法ではないかなと。ただ、その場合に県が58億6千万の中で、治水分は例えば費用でいけば河川課が出します。これは全体が出すんですけども、あと55億は食環水の担当ですというようなことの区分になってるわけなんですけども、そのことができるかどうかと。このことはまた別問題ですから、その場合と同じものを出すべきだという一応表現を入れて、合わせた中で検討をしていくという中でどうだろうかというのが私の考えです。入れた部分は、はい。

#### 植木委員

よろしいですか。この利水、私の意見を申し上げればですね、午前中の利水ダムの問題も、ここでやはりちょっとどういうふうに文言を書くかっていう、ある程度悩んだところだったんですね。問題はできるだけ金を使わずにですね、まさに現存しているものを有効利用できたらというのは、基本的には私の考え方なんです。ですから、井戸水といのはかなり可能性はあるということで、これは掘削によって出るだろう、出るんならばそれを利用したい。それで駄目ならばこの角間砂防堰堤だっというふうな話なんです。ここが基本的なベースであって、だから段階的にというんですが、それでも駄目ならばこの新たな利水ダムってことなんです。問題なのは、この角間砂防堰堤がどういう可能性を持ってるかなんかと思ってるんですね。最初の文言ではですね、長野県独自の発想によって、この砂防堰堤を利用できないかというような話を少し言ってみたらどうかっていうこともあったと思うんですね。ですから、確かに困難は多いんだけど、何かできないのかっていうことなんです。それでも駄目ならば、それでも駄目ならば利水ダムで、ある程度造ることもやむを得ないのかっていうような、私はそういうような考え方なんです。だから段階的に。その場合の堰堤は困難を伴うけれども、何とか頭を寄せ集めながらいいアイデアはないですか。今、変わりつつあるんですよ、河川法もというふうなところですね。そこに一つの望みを持ってるんですけどね。

#### 宮地委員長

なるほど。はい、はい。1、2、3といくんじゃなくて、1、2と3にはちょっと段階があるぞということですね。

植木委員  
あるぞという、

松島（貞）委員

現地調査の前に確かそんな話したと思って、ちょうど今日5月7日の議事録配られておるんですが、そこで高橋委員がですね、こういうふうに言っておられるんですね、「利水だけの、上水道だけの利水の取水ダムを造るんです。そうすると、すべて水利権の問題もクリアできるし、お金も恐らく安いだろうと思うんです」という話があって、ずっと議論をしておるんですが、その時に角間の利水の代替案の中に、50メートルで110億っていう試算が実はあって、高すぎるっていう話になって、もっと小型のものを造ったらどうかっていうことも実は検討しておるんだと、ずっとこれ見ておりますと。それで、もう少し検討したらどうかっていう話なんだけれども、今、植木委員が言われたとおり、そうはいつでも、砂防ダムを浚渫したりして砂防ダムを活用すれば、それに代わるようなこともできるんじゃないかっていうような話だったというふうに、私も利水ダムに賛成しておるんですが、したがって、利水ダムという話もしたということは間違いないというふうに思うんだけど、ただ、利水堰っていうのが、50メートルじゃなくてももっと小さなものでっていうような話をしたというふうには思います。それで、そここのところを1項目挙げて書くとどうなるのかというふうに今思っておるんですが、できれば先ほど言ったとおり、竹内副部長言ったとおり、1の小かっこ1、2みたいなかたちで、もしくは書き方で、こういうふうに段階的にまとめてくれればいいんだけど、水利権の問題と合わせて、砂防ダムの活用と合わせてまとめていただければ、利水ダムにこだわらなくてもいいのかなというふうに今思っておりますが。

植木委員

よろしいですか。水利権の問題、非常に難しいっていうことは、もう砂防堰堤の場合にはもうわかってるんですが、ですから、これを例えば県がですね、ひとつ市町村の仲介役となってやれる方法はないのかと、よく前から話してるんですよ。うまくある水を利用できないのかっていうことを言ってるわけですよ。ですから、私は利水ダムへの話は本当に最終的であって、ここの堰堤までを使う方法までをかなりやっぱりしつこく考えてですね、それでも駄目ならばっていう発想の方が私は基本的にはいいんだと思ってるんですけどもね。そういう何ていうんですか、もう少し水利権の問題も完全にお手上げだっっていう話なんだけれども、何かやりようがないのかっていう、本当にそういう、うまく議論できないのかなっていう、まだどこもやってないんですよ、結局は、それは本当に無理なのかなっていうも思うんですけどもね。

宮地委員長

本当、そのへん難しい。前回も八ヶ郷の水利権のことについてね、いろいろご説明があった、山ノ内との話し合いも止まっているっていうような話がありましたね。

松島（貞）委員

黒沢もそういうことだったし、そういうふうにならぬは言っとるつもりなんだけれども、その水利権。

植木委員

黒沢もそうですよね。黒沢ももっと協議しましょうっていう話なんですよ。だから、基本的にはそこは一緒だと思いますけどもね。

宮地委員長

ちょっと、竹内委員。このことについてちょっとお話になったですよ、この表について。

竹内委員

これ、皆さんに配ってない。

宮地委員長

ええ、配ってない。

竹内委員

ええ。

高橋委員

その数字は、大体わかりました。

宮地委員長

すいません。

高橋委員

ちょっとお聞きしたいんですがね、そうすると専用ダムになりますと、不特定容量と堆砂容量を足しますとね、規模としてどんな規模になるんでしょう。容量的には。

竹内委員

前提はですね、要するに井戸水がどのくらい確保されるかとかいうことによってもね、必要によって違うんですが、ただ、不特定容量自体は当初のダム計画と同じものを想定をまずすると。それと利水に関しては、確保できたものを引いてですね、確保していくと。ですからそれによって規模が、そんなには変化ないと思うんですけども変わってくるだろうと。ですから、何ていうんだろう、複合的というのはそういう意味で、全体トータルとして組み合わせの中によって最終的に残る手段ですから。どうしても不要なものを最終的にそこで確保する、必要なものを、不足するものをそこで最終的に確保することによって規模が決まってくると、こういうことだったですね。

高橋委員

それが決まらないと、いわゆるダム計画時点のお金でできますよっていう話には実はならないわけですよ。しかも水利権が伴いますから、今度は維持流量も決められると思いますよね。そうしますと、ある程度大きなものになるんじゃないかなって気は、ぼくはしてるんですけどね。全部すべて、もう正当なものにしてやってくというかたちを取りますのでね。

松島（貞）委員

50メートルで110億。

高橋委員

50メートルで、

松島（貞）委員

1万3千 m<sup>3</sup>/日、水道量不足、治水の分だけカットするっていう計画なもんで、なっちゃうんですね。確か代替案、ちょっと資料持ってると思うんですけどね。

高橋委員

やったことあったけ。

竹内委員

あります、あります。ちょっとね。

松島（貞）委員

それじゃ、高橋さん。そんな大きいもんはいらんというふうに高橋さん言われとるの。

竹内委員

高橋さんもね、みんな一応計算したのあるんですよね。前、ちょっと今日持ってこなかった。

松島（貞）委員

代替案。

高橋委員

それは全部、すべて正当にできてるわけ。正当なもの、正当っちゃおかしいけど。

竹内委員

部会で試算出してもらって。

松島（貞）委員

部会の試算で出してもらって、

高橋委員

河川法上問題ないですね。

竹内委員

ええ、それはそうです。ええ、正当です、これ。堆砂容量とか、いろんな関係あるんですよ。堆砂容量みたいなかたちが。

高橋委員

堆砂容量とかね、

宮地委員長

だから、ないわけではない、試算がね。

高橋委員

ありますか。

宮地委員長

でしょう。ただ、それはかなりダムですから高いものにはなる。けどね、ちょっと私も数字を見たことがあるんですが、何ていうか、ダムを造る時の、また利水のワーキングの話がいくんですが、ダムを造る時に取水したる金額、それは58億かなんかですね。それよりははるかに低くてできることはできそうだと。だから、そのことを視野に入れれば話にならんわけではないという感じだと思っておりますが。ちょうど井戸の時に補助するのと似たような感じで。

高橋委員

それだと住民も納得いくだろう。

宮地委員長

これを最後に角間のどの程度のウエイトで書くか、書かないか。そこがまだやっぱりいろいろ議論難しいですね、きっと。

高橋委員

わかりました。

松島（貞）委員

代替案の中に入ってます。

高橋委員

入ってますか。

竹内委員

入ってる、入ってる。

高橋委員

部会報告の。

宮地委員長

部会報告の。

高橋委員

ああ、そうですか。部会報告、よく見てないな。

宮地委員長

部会報告お持ちでしょうか。どこかちょっと言ってください、はっきりと。

竹内委員

堆砂容量を100年とした場合に、高さ52メートルっていうんかね。

松島（貞）委員

そうなっちゃうんだね。

竹内委員

100年で52メートル。それで概算費用が約130億円っていうんですよ。

宮地委員長

この財政のワーキングの試算ですか。

竹内委員

角間川部会で審議された主な利水代替案についてってこの、利水ダムのところなんです。

宮地委員長

利水代替案。

竹内委員  
はい、はい。

宮地委員長  
ここらへんだね。

竹内委員  
部会ではもっと細かい資料出たと思うんですけど、ちょっと、持ち合わせないんで、はい。

宮地委員長  
ああ、そうですか。はい。

高橋委員  
出てるね。

宮地委員長  
110ないし、130億。お持ちですかね、部会報告の、私は持っておりましたんで教えてもらいましたけど、これが、

高橋委員  
これ持ってきてるんですけど。

宮地委員長  
これより多いな、今度の方が。

高橋委員  
わかりました。いいです。

宮地委員長  
100億を超しますね、多少ね。

竹内委員  
ただここには、いわゆる、そこから引っ張ってくダムの場合と同じように引っ張ってくための費用っていうのはそこには入ってませんので。

宮地委員長  
入ってない。

竹内委員  
中野まで引っ張ってくっていう場合。

宮地委員長  
そうですか。なるほど。

竹内委員  
ええ、それは足さなきゃいけない。

宮地委員長

そうか、そうか。それで高いから部会の場合には、この井戸の方が代替え案というので採用されてるんですね。はい。何にもないわけではない。はい。本当にちょっと前回の、30回の議論をちょっと見ておりましたら、石坂さんが確かにそういうことも、ちょっと利水ダムについては言及されております。それからちょっと前へ戻りますが、実はですね法律の問題のここでは高橋幹事長が言っておられることがあるんですが、これ要約ですからあんまり重きを置くわけにはいきませんが、砂防堰堤に法律上利水機能を持たせることはできないと。物理的にできても法律上できないことになっている。そうっております。それから、今すぐには難しいが、構造特区の申請も考えられ、認められることもある。法律上の適用でできないことであっても特区で可能性は出てくると。こう言ったものですから、この言葉を使って一生懸命書いたわけですけども、先ほどの議論で尽きました。はっきりしましたですね。

さてよ、3時になりましたが、あれは4時半だからまだ大丈夫だな。どうしましょうか。他には、今、問題になってるのは、やっぱりこの法律上の問題っていうのは、そう、もう大したことではない。だから、むしろ砂防ダムを利用することは考えてほしいというのは委員会の意向は強い。これは今の状況では皆さま方のご意見は一致してると思います。ただし、それには技術上の問題がある、ということは今日いろいろ出てまいりました。それをよく頭の上においてそれが正しいと思うかどうか、ちょっと専門家でないからわかりませんが、意見が対立していることは事実でございます。それからもう一つ、利水ダムというものをどういうふうにするか。利水専用ダムですね、はっきり言えば。利水専用ダムをどういうふうにするか。これは今のところちょっとペンディングになっております。

他には何か特別に議論、問題点が今のところございますか。今、ちょうど3時でございますので休憩するなら今がチャンスなんです。

高橋委員

休憩しましょう。

宮地委員長

それでは今3時ちょっと過ぎですが3時20分まで休憩をして、実は前回申し上げましたように、4時半に知事に答申を、三つの答申差し上げることになって、知事がおいでになりますので、そうすると4時20分にはもうとにかく委員会終わっておいた方がよろしいと思っております。そういうタイムスケジュールですが、今のところちょっと3時20分まで休憩いかがでございましょう。はい、どうも。それじゃあちょっとしばらく休憩いたします。

(休憩)

田中治水・利水検討室長

引き続き審議の方をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。それでは、先ほどだいぶ激しい議論が続きましたんですが、やっぱり問題は利水ダムをどう入れるかというお話だったと思います。ちょっとその前に問題、他にもまだこの今日の答申の中でここんところはどうかという質問、あるいはご意見ありましたら、先におっしゃっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

松島(信)委員

細かいことでは。

宮地委員長

細かいことでもいいですよ、おっしゃって。

松島（信）委員

幾つか角間砂防ダムというのは、それを堰堤に統一するという字句の訂正は何カ所かまだあります。

宮地委員長

まだありますか。

松島（信）委員

ええ。例えば5ページだけでも3カ所あった。

宮地委員長

5ページ。5ページの真ん中ありますね。

松島（信）委員

ええ、上の方にもありますし、中間にもありますし。

宮地委員長

上流の砂防堰堤か。

松島（信）委員

はい。それは一発で直ると思いますので。

宮地委員長

要するに、砂防ダムという言い方は砂防堰堤に全部やるっていうわけですな。はい。それは一つ承りましょう、はい。それから。

松島（信）委員

3ページにもありますね。

宮地委員長

だから、今の同じことだったら全体、後で気を付けて直します、はい。他にいかがでしょう。他のポイントは。

高橋委員

ちょっといいですか。利水ダムを検討するためにはですね、砂防堰堤の問題で確認をしておかなくてはならないと思うんですが、まず一つ、先ほど堆砂するという、浚渫するということは問題があるというお話はわかりましたけども、砂防堰堤を利水ダム用に変更することはどんな法律があって、その法律を変えなければできませんよっていうようなものがあるのか、ないのか。そして、絶対にそれは用途変更というようなのはできないのか、このへんをはっきりしていただかないと、利水専用ダムという話に進んでいけないわけですけども、このへんは時間は掛かるけれども用途変更も検討してもいいと。そのへんを明確にする必要があるんじゃないだろうと私は思うんですが、委員の方にもそのへんを聞いていただきたい。

宮地委員長

それはどうでしょう。お伺いしたいんですが。つまり今のは、要するに砂防堰堤を利水ダム、利水堰堤でもいいんですが、利水用に用途の変更をするとすると、それはできるのかで

きんのか。どこが問題があるのか。そういうことですね。どうでしょう。

高橋委員

砂防課長にお聞きすればいいんじゃないでしょうか。

宮地委員長

砂防課長でいいですか。おわかりだったらどうぞ。

幹事（砂防課長）

砂防事業にしても、ダム事業にしてもそれぞれ根拠法律に基づいて税金を執行しているわけですから、砂防堰堤を利水ダムに造り替える、あるいはどの事業費を使うかですけれども、あるいは県費を使ったとしても替えるというのは、われわれの発想から、行政の発想からいくとあり得ない話なんです。高橋委員はその前提条件として、あの砂防堰堤は何の機能も役割も果たしてないから有効利用しようという、ちょっとそういうニュアンスでしたら訂正をしていただきたいんですけども、あの角間砂防堰堤は砂防上の機能を今、十分果たしてるわけですね。それをどういうふうに替えたらっていうのは、逆にこういうふうに替えるという、ちょっとイメージがわからないんですけども。

高橋委員

はい。私はそういう発想ではなくてですね、あるものを砂防も利水も両方何とかして使えないでしょうかと。決して機能を果たしてないとは思ってません。非常に立派に機能を果たしてることも、われわれ現地を見てわかっておりますし、いるんですけども、上流に砂防堰堤を造って流入土砂をできるだけ防いで、今ある角間ダムを両方として使えないだろうかという発想でございます。決してそういう発想でものを言ってるわけではありません。いずれにしても、これから提案が出てくると思いますが、費用対効果の問題になってると思いますが、当初計画の金額内で収まりますよという、さっきの説明がありましたけれども、果たしてそのお金が本当に県として出していただけるんでしょうかっていうところまでいきますと、これは大きな問題になろうと思うんで、そのへんでお聞きして。ですから、今の課長さんのお答えだと法律上はできないという解釈かもしれませんが、そういう考えでやっていけばいいでしょうか。

幹事（砂防課長）

できないというか、どうすればいいんですかということなんです。例えば、高橋委員が部会長をしていただいた黒沢砂防堰堤ありますね。あそこはポケットに今現在水がまだ残っております。それで現に平成11年、排水バルブが詰まった時に除石をさせてくださいという申請が上がった時は、これは許可をいたしました。だから、一切そういう行為を許可しないということもありません。そこで、この角間砂防堰堤ですけども、これを高橋委員のイメージとして、どういうお金を使って、どういうふうに改変すれば利水ダムとして使えるというイメージでご質問されてるんでしょうか。

高橋委員

はい。私は一番問題は水利権の問題でございます。したがって、今、利水でいくら必要かっていうのは、そう多い数字ではないはずで。将来的には別として。ですから、水利権を確保するために特定の容量だけ何とか確保し、プラス今必要な利水分くらの容量を確保しておけばいいんじゃないかという考え方です。

幹事(砂防課長)

ということは、今の砂防堰堤を嵩上げて大きくするということですか。

高橋委員

いや、浚渫をしてということです。

幹事(砂防課長)

そういう話は先ほど申しましたように、例えばダム事業費を使って浚渫をして利水目的を持たせるということは、ちょっと予算執行上考えられないし、例がないということです。それで、黒沢堰堤のようなかたちで、水利権はないけども、たまっている時は使ってくださいというかたちでやる時は、地元の村が取るのも許可しますし、私はあそこは除石工という砂防事業の工費を使ってポケットを開けることも治水上、砂防上有効と考えておりますので、それは砂防事業費を使ってできる。だから、できることはやってるつもりなんですけれども、これ以上あそこをどうするのかなということでございます。

宮地委員長

なるほど。どうぞ。

高橋委員

その、お金は砂防であろうと水利であろうと僕らは関係ないわけで、県費を使うわけですから。そのへんはちょっと勘違いをしないでほしいと思うんですが。県で出すお金がどっちが安いんでしょうかという話でございますので、われわれは。そのへんでちょっとその金は使えないとか、この金は使えないという話とはちょっと意味が違うんじゃないでしょうか。

宮地委員長

難しいな。今の課長さんのお話聞いてると、根拠法律が違うんだとおっしゃったですね。ということは要するに、砂防ダムで造ったものはあくまで砂防ダムであると、こうおっしゃってるように思った。だから、どうやって水を取ったにしても、それは砂防ダムの枠は抜けられませんよと、こういうふうに私は聞いたんです。だからある意味では、根拠法律、これは両また掛けたもんだというようにしない限りはできない話なんですね。そういうふうに話は伺いました。しかしわれわれの方は、できるならそれやってもらいたいと思っていることも事実なんです。どうも真相はそういうところらしいな。根拠法律、確かに砂防ダムを造る時と治水・利水ダムを造る時と確かに違いますね、きっと。

松島(貞)委員

委員長。補助金もらって宿泊施設を造ってですね、それを用途変更して福祉の施設に替えるってということは、世の中はあり得る話なんですよ。そういう観点からいけば、できないという話じゃないんですよ。考え方として。

幹事(砂防課長)

制度上できないとかできるということじゃなくて、私は現実問題としてどういうふうに組み合わせられるかということをお話ししてるんです。治水目的と利水目的というのは共生することができます。治水のためにためて、そのためた水を利水で使うということです。砂防目的でためた土砂を利水のために使うということはちょっとできないんじゃないですかと、一言で言うと、そういうことでございます。

宮地委員長

やっぱりそうすると課長さんの話は、用途変更というふうなことになるとほとんどできないことだということになるんですかね。用途変更とまで言うと。實際上、何かをやって水を取るとことは可能である。それはいろんな砂防のお金使ってもやれると。そこで出てき

たのは、さっき横の方から崩れるんだという話がありますね。そういう問題がいろいろ絡んでいるように聞きましたんですが。

松島（貞）委員

考え方としては、浚渫してたまった水を使うということ自体は問題ないっていう、さっきからの最初のお話にありましたね。

宮地委員長

そう、そう。それはさっきからおっしゃっていますね。水利権は、だからそういう意味での法律の問題はない。

松島（貞）委員

具体的に砂防ダムを、これは用途変更の、何か簡単に言えば、申請出して、これを利水ダムにしますっていうような話は大変に難しい話ではあるけれども、ということなんだけども、やった事例がないということだけの話だと、もちろんそんなことも今までの世の中で考えたこともないというように思うんだけど。

宮地委員長

そうですね。黒沢っていうのはよっぽどうまくできているんですね、あれ。

高橋委員

それは規模が違いますからね。量も全然、小数点以下の話ですからね、黒川の場合は。

宮地委員長

そうですね。それでまた環境がいい、周りのね。

高橋委員

それはもう全然、それは私も十分わかりますので。ですから、われわれとすれば、水利権をこの機会にということでやらざるを得ないわけですよ。だもんですから、やはり不特定のものは、ポケットは持って水利権を整理してくと。解決してくというものを考えてやらないと、というのが一つありますのでね。用途変更できないってことになれば、どうしても専用ダムという話になってきますのでね。そこだけははっきりすればいいわけですから。それでいいです。

宮地委員長

はい、わかりました。

他にいろいろな問題あります。新しい問題ございますでしょうか。もしなければですね、やっぱりさっきの問題にちょっと戻るんですが、結局、この角間の利水問題では、拳がっておるのは、今まで頻繁に議論されましたのは井戸を掘る、これがやっぱり一番まず真っ先に考えることで、できればそれでやってほしい。それで、それにプラス、できるなら角間の砂防堰堤を何とかして利用できるのだろうか。それはまあいろいろ難しいこともありますが、その可能性はぜひ考えてみたいというのが委員会の今までの方向であったと私は思います。それに対して、それで十分だろうか。もしそれもうまくいかない万一の場合もあるから、利水専用ダムという可能性もどっかで残しておいてもいいんじゃないかというのが、先ほどの竹内部会長代理のご意見だったと思います。しかし、そのへんのウエイトを、そんなふうな感じだなということを知解するならば、そういう書き方ができるんだと思うんですが、それについて何かご意見ございますか。

植木委員

今、委員長がまとめたような話で私は結構かと思います。

宮地委員長

あんまり早くまとめてください。

植木委員

どういう表現にするかですね、問題は。ただ先ほども、私の意見は最終的な利水ダムは最後の最後の手でしょうねっていうような発想ですので、あくまでも難しいことは承知の上だけれども、砂防堰堤を何とかやればと。これが駄目だ、駄目だと言ったら全く前に進まないの、長野県独自の発想でできないのかっていうことをさっき申し上げた。

宮地委員長

そういう何か希望的な意見を、意味を付けて文章を入れますか。

植木委員

ただ、これがですね、全く現実的でないって言われるのであればですね、それも意味をなさないわけですね、はっきり言ってしまえば。そこが辛いところなんですけどね。

宮地委員長

始めからあきらめる必要はないかもわかりません。

植木委員

ただ、結構重要な問題ですからね、希望的観測だけでものを言うのは大変失礼かとは思いますが、今までのやり方ではどうも難しいんだと。何かそれをブレークスルーするようなですね、発想とやり方をこの長野県から発するっていうのは非常に意味あることなんだなって。そのために頭を使っていこうじゃないかっていうことなんです。そこが、ただ具体的にじゃあどうすんのって言われた場合に、じゃあどうしたらいい、そこんところはやっぱりプロである技術官の皆さまのやっぱりお知恵を借りるしかないんだろうなとは思ってますけども。歯がゆい、歯切れの悪い言い方ですけどね。

宮地委員長

井戸っていうのはすぐに考えつくことですから。それで、あんまり長野県独自の発想って言うと、井戸の足引っ張ると困るんですけどね。引っ張らんように、こっちも大事だよという意味での書き加えはあり得るかと思います。どうですか、そういう言葉を入れてみましようか、何とか。竹内さんどうですか。

竹内委員

はい、そうすると、2ページ目の(3)のところの、「水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関して、長野県独自の発想によってその可能性を検討すること」って、こんな趣旨ですか。

宮地委員長

そういうふうに入れますか。

高橋委員

いいんじゃないですか。

宮地委員長

そんな言い方をそこの中へ混ぜると。入れる。どうですか。

もっとも、大体今日の議論で少し方向は段階として出てきたと思ってるんですが、いかがでしょうかね。

他に何か。ちょっと検討室に伺います。20日の日はね、ここにはおられないメンバーでどなたがご出席可能ですかね。どれだけ増えるか。どういう方が増えるかにもよるし、議論が。

田中治水・利水検討室長

20日ですが、欠席は大熊先生、植木先生、高田先生が欠席の連絡いただいています。

宮地委員長

ああ、そうですか。それじゃあ、それだけ増えますね。

高橋委員

3人とも出るんですか。

植木委員

いや、出れない。欠席です。

宮地委員長

欠席って言ったの。じゃあ、今日とほとんどメンバー変わらないわけ。石坂さんが来るわ。

田中治水・利水検討室長

はい、見えます。

宮地委員長

今日にプラスになるな。

田中治水・利水検討室長

あと五十嵐委員が見えます。見える予定です。

宮地委員長

五十嵐さん。これは有力だぞ。強力だ。どうですか。大熊さん。

どうですか。この利水ダムの話っていうのはね、高水の話とはちょっと違う面もあるけども、ただしダムを造るっていうとやっぱりあのメンバー、もっとも松岡さんがおるんだわ。やっぱり新しいメンバーも増えるから、やっぱりもう一遍そのへんのことを、今日のことははっきりさせて議論すべきですかね。

松島(信)委員

それと、欠席っていうことはわかっておるんですから、今日のこれはもう今日整理していただいたのを検討室から欠席される方に送っていただいて、事前にどんな意見が出ているかわかっていないと。

宮地委員長

そうですね、それで欠席だったらご意見いただきたいと、ちょっと変更もしましたしと。

松島(信)委員

非常に重要な問題も含まれていますので。

宮地委員長

そういうこと必要ですね。はい。

松島（信）委員

それはやっていただかないと。

宮地委員長

特にこの利水専用ダムっていう話も出てて、こういう趣旨で書こうと思うと、それがわかるようにちょっと注釈でも付けて、竹内委員どうですかね。

今日の段階の意見をもう一遍ちょっといろいろ直しましたから、まとめ直してもらって、それにちょっと注釈を付けて、今日ご欠席の委員にも送ってご意見を承ると。それで、そういうもので20日に何とかまとめていきたいということなんですけど、どうですか。

竹内委員

はい、結構です。

あと私、先ほど説明しました費用の関係ですね。それについて、今までダムの場合、それから井戸の場合、新幹線トンネルの場合、それから砂防ダムの場合については一応試算をしていただいて、それぞれの負担の割合について出していただいています。利水ダムについては公にはまだできてませんで、私もお願いして独自に計算したのはありまして、一応比較した上で今日申し上げてるんですけども、もうちょっと数字を精査していただいてそれも加えてですね、次回委員会なりに提出をいただければより検討が深まるのかなという気がしますので、そのご配慮いただければ大変ありがたいです。

宮地委員長

それはお願いできますでしょうか。どちらへ、河川課、水道でよろしい。食品環境水道課で、はい。それじゃあ、それ出してくださるそうですから、ひとつお願いをいたします。

それで、今日のご意見を聞いてますと、利水専用ダムのことについてはいろいろご議論まだ残っておりますが、とにかく角間の治水・利水の方向に対して基本的にはこれでご了解は得られつつあると私は思うんですけども、よろしゅうございますか、そういう方向で。実は今日、この角間のやつは初めて皆さま方に見ていただいておるわけでございますので、もう一遍見ていただいて、今申しましたように、今日例えば修正し直して、これ全員に送った方がいいですね、どうせね。それからご欠席の方には特に。

田中治水・利水検討室長

はい。今日のを直しまして、部会長代理と委員長に見ていただいて、それをまたさらにお送りしたいと思います。各委員全員にということですね。

宮地委員長

ええ。その方が。

田中治水・利水検討室長

はい。わかりました。

宮地委員長

皆さん修正したのを持っておられる方がね。それで特に今度ご欠席の方には、こういう点に対して特にご意見を賜りたいと、そうお願いをしたらどうでしょう。今日は木曜日で、2

0日は何曜日になるんですかね。金曜日。そうすると今日木曜日ですから、来週の月曜か火曜ごろまでにこれを直したのを送って、それで向こうからの欠席の意見のご意見もらえば。

竹内委員

よろしいですか。それで次回が20日ということで、大詰めを迎えてますので、できれば欠席者だけではなくて、もし何か意見があれば、訂正とかですね、事前に文書で全員の方からいただくようにしてですね、意見を。

宮地委員長

なるべく具体的にご意見を書いていただく方が直しやすいわけです。今日のご議論、今日おいでの方は議論の成り行きもおわかりでしょうから、ここをこう直すというところはひとつ具体的に、できるだけ具体的に書いて検討室の方へお届けいただきたい。それでいいですね。

竹内委員

ええ。それで、もう一度できれば20日の前段、早い時間なりに、起草できれば一番ベターじゃないかと思うんですけど。

宮地委員長

一遍やった方がいいかもしれませんね。そうですね。

竹内委員

意見を踏まえた上でということにして、そうしないとどうもね、あと、もう残された期間があれですから、皆様のご意見も。

宮地委員長

そこらへんでどれだけ修正意見が出てくるかにもよりますし、

竹内委員

ええ、そうですね。

宮地委員長

そうすれば、やっぱりやっという方がいいですね。そうすると今のようなことで、今度はやっぱりそうすると起草委員集まるとするとやっぱり9時半ごろ、9時40分ごろになりますか、45分。

田中治水・利水検討室長

起草委員会は朝、今日のようにやっていただいて、それで直すのは直して、ちょっと時間掛かりますので午後一ぐらいにやっていただくと。

宮地委員長

午後で済めばいいな。その意見のきかたによりますよね、きっと。だからそうだね、やっぱり予定しとかないかんから、そうすると午前中ぐらい考える。あんまり長すぎても。

竹内委員

直しを入れれば、また直して刷らなきゃいけないんですよ。

宮地委員長

どうせ刷らなきゃ、そうすると。

田中治水・利水検討室長  
やはり午前中は。

宮地委員長

そうだね。そうすると実質的に、やっぱり午前中は起草委員会と考えておいて、そこで時間の余裕ができればいいし、午後から委員会やると、その方がいいですかね。そうしましょうか。何とかして今度は答えを出したいんですが。

田中治水・利水検討室長

それから、よろしいでしょうか。

今日のように例えば駒沢川、今日議論いただいたのを、例えば午前中の11時ごろから今日のようなかたちで一度やっていただくっていう手もあるかと思います。その間に並行して作業して午後、はい。

宮地委員長

そうか。すいません。

駒沢も修正がありましたので、全部直したやつを一遍ここで配った方がいい。それでやっぱり最終的に確認をする、そう思いますとやっぱり11時でいいですか。それじゃあ、今日のように20日は9時45分から11時まで角間の起草委員会をやって、それで11時から委員会をやって、それでまず駒沢の答申案を確定する。それから午後に角間の答申案の確定に入りたいと、そういう方向でどうでしょうか。はい。それではそんなことで考えてみたいと思います。

そういたしますと、まだ4時10分前なんですが、

竹内委員

その他いいですか。これでいわゆる大詰めを迎えまして、検討委員会任期切れるわけですが、いわゆる流域協議会の立ち上げが検討委員会として申し上げてあります。設置されてますね。それで、あとは、ですから監視という言い方はどうか、そういう流れも論議された経過ありますので申し上げますが、いわゆる流域協議会にかかわる私も検討委員のあり方、あるいは流域の特別委員のあり方。流域の特別委員さんは自分で希望すればなれるっていうことだと思うんですね。どなたも、流域に限っては。私も例えば浅川であれば、流域として監視員として、監視員じゃなくて、監視員という言い方おかしい、協議会の委員として誰でもなれるということですから、それはそれでいいと思うんですけども。例えば私で言えば、例えば郷土とかですね、それは全く流域外です。ですから、この間の流域協議会の中では、例えばあの中にアドバイザーとかですね、そういう言葉があったと思うんですけども、このメンバーだった人たちの対応の仕方について、できれば次回ですね、全くそれは考えてないよということも含めてですね、幹事会の方でちょっとご検討をいただいてご返事いただければなというように思うんですけど、私。さっきちょっと昼休みにそんなちょっと雑談してて、そういえばそうだなっていう話ありましたんで。

宮地委員長

それは、幹事会が考えることですか、委員会が考えることですか。どっちも考えなきゃいかんのですかね。

竹内委員

まあ、そうかもしれないですね。

宮地委員長

委員会でも継続性ということをおっしゃいますから、答申出して、もう知らんよというわけにはいかんかもしれんと思うんですが。そのへん、ちょっと幹事会の、今のところ何か考え方がありますか。まだない。

田中治水・利水検討室長

事務局が答えていいかどうかあれですけど、今のところはそういった具体的なかたちでは現在のところはまだ考えていないというのが実態です。

宮地委員長

いや、率直に言って、これで一荷物降りたという感じも持ってるもんだから、次の荷物をどうやって背負うかと思うと、なかなか決心がついてないというのが正直なところなんです。しかし、やっぱり頭に考えておかなきゃいかんかもしれませんし。何かご提言、じゃあそれはこの次でもよろしゅうございますか。今、今すぐって言ってもね。

竹内委員

幹事側の皆さんも、20日で終わるかもしれませんので、一応内部で検討しておいてもらえばいいと、こういうことです。私申し上げているのは。

宮地委員長

もっとも、20日までには何か方針が出ていなくても、幹事会が何かもとの委員会のメンバーに何かつばを付けるとかということもあるかもわかりませんね。

竹内委員

例えば、松岡委員さんなんかの場合には、流域は浅川ではないんですけども、部会は浅川に属し、そして具体的に浅川のことについてはいろんなことをやっておられるっていう関係からするとかですね、いろんなことさっき雑談でもありまして、放置はできないだろうなという話もあつたりしましたんで、一応そんなこと申し上げたんですが。

宮地委員長

そうすると、今のところは個人としてその対処の仕方も考えておいていただくということでもいいんですか。

竹内委員

基本的な考えでいいと思います。

宮地委員長

そうですね、それをひとつお考え置きをいただきたいんですが。そのことも今度書類送る時に言ってやってください。他のご欠席の委員に。何か意見があつたら自分で考えなど。

田中治水・利水検討室長

はい、わかりました。

宮地委員長

その他に何かございますでしょうか。

松島(貞)委員

いつだったのか、話があったと思うんですが。来週終わってほしいんですが、32回も委員会やってですね、共通項っていうのか、総体的な意見をまとめて提言すべきものは提言したらってというようなことをお聞きしたことが、そんな発言を聞いたことがあるんですが、そう大きいものでなくていいんですが、できれば、例えば基本高水の問題であるとか、先ほどから言っておる砂防ダムの有効活用ことだとか、いわゆる議論の中でいろんな制約があって、実は大変苦労したようなことで改善した方がいいようなことを、これ委員長に押しつけるように申し訳ないんですが、ひとつ最後の答申に付けて県へ提言するようなものを委員長のところでまとめていただけたらどうかというふうに思うんですが。

宮地委員長

なるほど。特定の河川じゃなくて、全体的にこういう問題があったと、これはぜひ考えていただけませんかというようなことをまとめてみる。

松島（貞）委員

苦労されているようなことをまとめて。

宮地委員長

あんまりそういうことを忘れてたもんですから。それじゃあ何とか書いてみましょう。それがうまくいくかどうかわかりませんが。やっぱりそう言われると、確かに、これは個々の河川の個別対応じゃなくて、これをやってみて全体的な問題としてこういうものがあつたと。これについては答えは書けないでしょうが、ぜひ今後の参考にしてほしい。つまり私思うのは、こういう問題はどうせ何か制約が出てくると、例の公共事業評価監視委員会なんかのどこへいくんだろうと思うんですが、そういう時にも参考意見として移していてもいいような気がするんですけども。はい、それじゃあちょっとうまくいくかどうか、えらいこと引き受けたな。やってみます。それじゃあそれも私何とか考えますので、また協力してください。

それでは他に今日どうでしょう。ちょっとまだ知事がお見えになるのが4時半なんですが、ちょっと早いですがもう一遍休憩をして。

もう一つ、20日に終わればよろしいんですが、もし延びた時に予備日を作るということでちょっとお考えを伺っております。

田中治水・利水検討室長

予備日ということでこの前お話ありまして、22日、23日についてご都合をお聞きしました。それで結果的には、23日は出席される方が定数っていいですか、8人に満たないということで、22日ということで、可能な日は22日ということでございます。22日は9名。

宮地委員長

だけど予備日はやるなら22日ということでひとつご準備をいただきたいんですが。今のところ大体ここにおる皆さま方はご出席いただける感じなんですか。駄目。それがあっても大丈夫。22日駄目なのは大熊さんとそれから松島信幸さん、松島貞治さん、風間さんはお見えにならん。宮澤さんはまだよくわからんけど。はい。

田中治水・利水検討室長

出れる方が9人ですね。

宮地委員長

はっきりわかってんのは9人はご出席いただけると。それからもう一人ご出席いただける可能性もあるということで22日を予備日としておいていただきたい。もう、今申し上げた

両松島さん欠席で勘定はしてございます。そういうことでお願いをしたいと思いますが。これはですから20日が終わってみないとわからない。ただしやるとすれば県庁、場所は県庁になりますね。はい。日曜日ですので県庁になります。

松島（信）委員

何か高田さんの都合で午後とか言われてました。

田中治水・利水検討室長

高田委員は午後にお願ひできればというお話を聞いてます。朝、大阪から出てくるにちょっと午前ですと前の日からという話になりますので、という話は伺ってますが。

宮地委員長

そうだよ。だから午後でもいいかもれませんか。始めから午後にしておく。

田中治水・利水検討室長

それか20日にですね、

宮地委員長

20日に確定してもいい。ちょっと全体がわからんもんで、やっぱり午後にしておきましょうか、そうすると。高田さん都合いいって言うんなら。

田中治水・利水検討室長

ちょっと20日の審議状況がはっきりしないんで、今の時点ですと、一応朝10時なら10時にしていただいて、一日取っていただいて、20日の様子で例えば午後にするっていうようなことはいかがでしょうか。

宮地委員長

可能ですね。

田中治水・利水検討室長

はい。今の段階では。

宮地委員長

連絡可能ですね。

田中治水・利水検討室長

それは20日の日に決めていただければいいんで、今の段階では一応午前中からということをお願いしたいと思いますが。

宮地委員長

そうですか。今の段階では予備日の22日は、やはり10時からということに予定をしていただいておいて、それで20日の話の進行状況によって午後だけでも済むかもわからないと。そんなことでお願いをいたしたいと思います。あるいは22日がなくてもいいかもしれんし、という話です。

はい。それでは他にございますでしょうか。他に何かあるかな。よろしい、ないですか。はい。次回ね。

田中治水・利水検討室長

それでは、最後になります。次回ですが、先ほどからお話があります6月20日金曜日、場所は百景苑、ここでございますのでよろしくお願い致します。時間は午前11時ですかね、先ほどのあれでいきますと委員会は11時からということをお願い致します。

宮地委員長

それでは以上のことで、知事が16時30分にお見えになります。ここでみんな帰っちゃうわけにもいかないので、恐れ入りますが、それまで休憩として、何時に集まったらいいですか。25分ごろ、20分。

田中治水・利水検討室長

4時25分までには集まっていたらと。

宮地委員長

じゃあ4時25分にもう一度お集まりください。お願いをいたします。

(休憩)

田中治水・利水検討室長

それではこれから答申を行っていただきたいと思います。委員長お願いいたします。

宮地委員長

だいぶ時間が掛かりましたけども、薄川とそれから黒沢川とそれから郷土沢川、三つの答申ができあがりましてので提出をいたします。お受け取りいただきますようお願いいたします。三つ一緒になっておりますが、よろしくお願いいたします。

田中長野県知事

どうも、すいません。

宮地委員長

それでは簡単にご説明しますのでお座りいただいて。

それでは詳細はまたお読みいただくことにいたしまして、ポイントだけちょっと申し上げておきたいと思います。

最初の薄川のところでございますが、これはご存じのとおり、もうダムは造らないという国の方針がございます。それで私どもは、最近の雨量を資料に加えて洪水の流量を再計算いたしました。その結果、河川の改修で今の通水断面が確保できるということがわかりましたので、そういう方向で薄川は総合治水を考えていただきたい、こういうことでございます。ただ、ここは奈良井川水域全体で考えておりますので、そういう中でバランスを取って考えていただきたい、そういうことがポイントになっております。

それから次の黒沢川でございますが、ここは非常に複雑な問題がございます、何と申しましょうか、治水に関しては調整池を設置して洪水の調整を行って、その他に現在万水川と結ぶところの利水問題が、河川改修が進められておりますが、それは引き続き進めさせていただきたい。そういう治水問題がございます。それから、もう一つは利水問題に対しましては、黒沢川の水をなるべく有効に利用しながら、新規井戸と既設の井戸とによって飲料水を確保して、それから農業用水の方は中信平の農業用水から確保する。そういう方向で考えております。ただ、ここは非常に、三郷村がもともと水利権を持っておりませんので、非常に複雑な問題がございます。それで、実はぜひお願いしたいことは、三郷村の水道水源として暫定豊水水利権が取得できるようなことをぜひお考えをいただきたい。これが一つのポイントになっております。それからもう一つは、あずみ野5町村が一体として行う地下水の涵養保全

条例、これは既にあのへんで考えておられるようですが、そのことについても県の方からひとつお力添えをいただきたい。ここがポイントになっております。

それから、最後の郷土沢川。ここは治水面に関しましては、ダムによらない嵩上げと、それから引堤を行うことによって、郷土沢の治水対策が十分確保できる、そういう面がございますので、もうダムなしでいけると。それで利水に関しましては、あそこらへんは井戸水が豊富でございますので井戸を掘ることと、それから南部の虻川からの水源の転用、これはちょっと水利権が絡むわけでございますが、そのことを県にもご尽力をいただいて、全体としてダムなしの方向でお考えをいただきたい。ただ、ここはもう一つ特別なことは、肥料による土地の汚染が、水の汚染がかなりございます。それで、そこんところを何か「汚染物質の除去と排出規制条例」、こういうようなこともひとつ何か頭に置いていただきたいということをお願いを申し上げております。

大体それがポイントでございますして、あと細かいところはまたお読みをいただきたいと思いますが、大変時間を取りましたけれども、それで3河川の答申をお受け取りいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

#### 田中長野県知事

どうもありがとうございます。

改めまして、ただ今、黒沢川・薄川・郷土沢川に関する三つの答申をいただきました、長野県知事の田中康夫でございます。

本日答申をいただき、また、今、宮地良彦委員長からご説明がありましたものを踏まえてですね、私どものこの治水・利水ということは、もう全庁的な取り組みでございますので、関係の職員とも相談をいたしましてですね、今後のより具体的な対策を検討をし、実施してまいりたいと、このように思っております。

本日、お時間をちょうだいいたしましたのは、私が次回の皆さまがご審議なさる日にちが、あいにくと東京におきまして静岡県と愛知県との協議を行う会合が入っておりまして出席できませんものですから、本日大変失礼でございますが時間をちょうだいをいたしております。

ご存じのように、議員提案によりまして「長野県治水・利水ダム等検討委員会条例」というものが制定されまして、それに基づいて、ちょうど約2年前でございます、2001年の6月25日に皆さまを委員といたします「長野県治水・利水ダム等検討委員会」が始まったわけでございます。そして既に答申をいただきました河川を含めまして9河川に関して諮問をさせていただいてきております。本日の私の午前中の知事会見でも申し上げたところでありますが、本当に多くの委員の方々の熱意、熱意だけでなくまた大変に深い哲学に基づかれた、そしてまた実地踏査を踏まえた上での深いご議論というもの、それには私は本当に頭を垂れるより他ないほどでございます。本日で委員会が31回目というふうに伺っております。また、この間、多くの部会というものも設けられまして、皆さまだけでなく地域の方々にもですね、ともに参加をしていただき、また公聴会等も開き、多くの方々にご発言をいただく中で、このような数々の長野県の新しい治水・利水の歩みを築く答申をいただけたことを大変感謝しておりますし、これもまた一つの長野県から、全国のまさに納税をなさる、あるいは地域の市民の方々の願いというものを開かれた議論の場において実現していくという、一つの全国に発信できるモデルとなっていくのではないかと、このように感じております。

とりわけ私は多くのまさに碩学であられる方々が、まさにお忙しい学究の時間というものを割かれてもこのような議論の場にご参加いただけたことを、私はまさに地域の住民の願い、また多くの私ども行政関係者とともにそうした学究の徒の方々がですね、ともに議論をするかたちでこのように答申をいただけたということも、大変に私はありがたいことだと思っております。改めて感謝をいたしております。

また、宮地良彦委員長におかれては、多くの部会をも、その他の委員の方々もそうでございますが、部会にもご出席いただき、大変な労力を費やしていただき、また多くの激論を戦わす意見をですね、皆さまのご納得いただくかたちで答申へとそれぞれまとめてくださった

ことに大変感謝をしております。今日の午前中の知事会見でも、何かある意味では、宮地委員長というものは本当に私利私欲とは無縁のですね、私など足下にも及ばない優れた、知事をも上回るリーダーではなからうかというふうに思ったところでございます。

本当に次回の会合に出席できないことを大変にお詫びをまた申し上げたいと思いますが、本当に皆さまの大変な熱意とご努力、またご審議に感謝を申し上げ、またこの歩みというものは必ずや私たちはそれを踏まえてですね、住民の方々によりご納得いただける治水・利水のために全庁を挙げてまい進したいと思っておりますし、また、皆さまのご議論の軌跡というものは、本当に長野県だけでなく全国に記録されるべき優れた議論であろうと、このように感謝いたしております。大変長くなりましたが、本当に心から感謝を申し上げごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。

宮地委員長

どうもありがとうございました。

大変過分なお言葉をいただいて申し訳ございませんが、ちょっとお時間いただいて、もし委員の方から、ぜひこの際知事にこういうことを申し上げてみたいということがあったら、短い時間ですが、利用をしたいと思えますんで、恐れ入りますが、ちょっとお聞きいただきませんか。なかなか、いかがでございますか。はい、どうぞ。

高橋委員

黒沢川部会長やりました、高橋でございます。

田中長野県知事

はい、どうもありがとうございます。

高橋委員

知事ご存じのように、今委員長からもお話がありましたように5カ町村という、広範囲の中でのダム計画でございまして、当然、首長も特別委員として出席されたわけでございますけれども、特にこの5カ町村の中で、三郷村というのは利水の問題、下流4カ町村については治水の問題が、これが大きな課題であったわけでありまして。しかし、黒沢川はあずみ野の共有財産という考えの中で代替案でまとまったわけでございますが、その代替案に対する問題で、後で読んでいただきたいと思うんですが、治水対策については3点、利水対策については8点の強い要望をお願いをしているわけでございます。その調査期間も必要でございますので、おおむね2年間くらいの調査・検討をしていただいて、どうか地元住民の要望に添った対策を検討していただきたい。お願いをしたいと思えます。よろしくひとつお願いします。

田中長野県知事

はい、ありがとうございます。かしこまりました。

宮地委員長

他にいかがでございますでしょうか。ございませんか。よろしゅうございましたら、それじゃあ知事、どうもいろいろありがとうございました。

田中長野県知事

どうも、とんでもないです。

宮地委員長

私もお褒めの言葉をいただいたんですが、これは決して私だけではございませんで、委員

全体、それから幹事会も検討室の職員も、みんな一緒のご協力によってできたことでございます。それはぜひ申し上げておきたいと思っております。どうぞよろしく。

田中長野県知事

もちろん、前段でそのように申し上げた後、最後に宮地委員長への感謝の言葉を申し上げたつもりでございますが、大変に本当にありがたく思っております。

宮地委員長

どうも、お忙しいところありがとうございました。

田中長野県知事

とんでもないです。どうも失礼いたしました。

宮地委員長

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

( 16:55 終了 )

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印